

季刊

労働総研

クォーターリー

1992年春季号

● 労働時間短縮の日本的障害
特集 規制緩和問題と経済民主主義

規制緩和問題と経済民主主義

金融自由化と経済民主主義

公企業の民営化と経済民主主義

規制緩和と独占禁止法

労働市場と規制緩和問題

● 国際・国内動向

藤本 武

角瀬 保雄

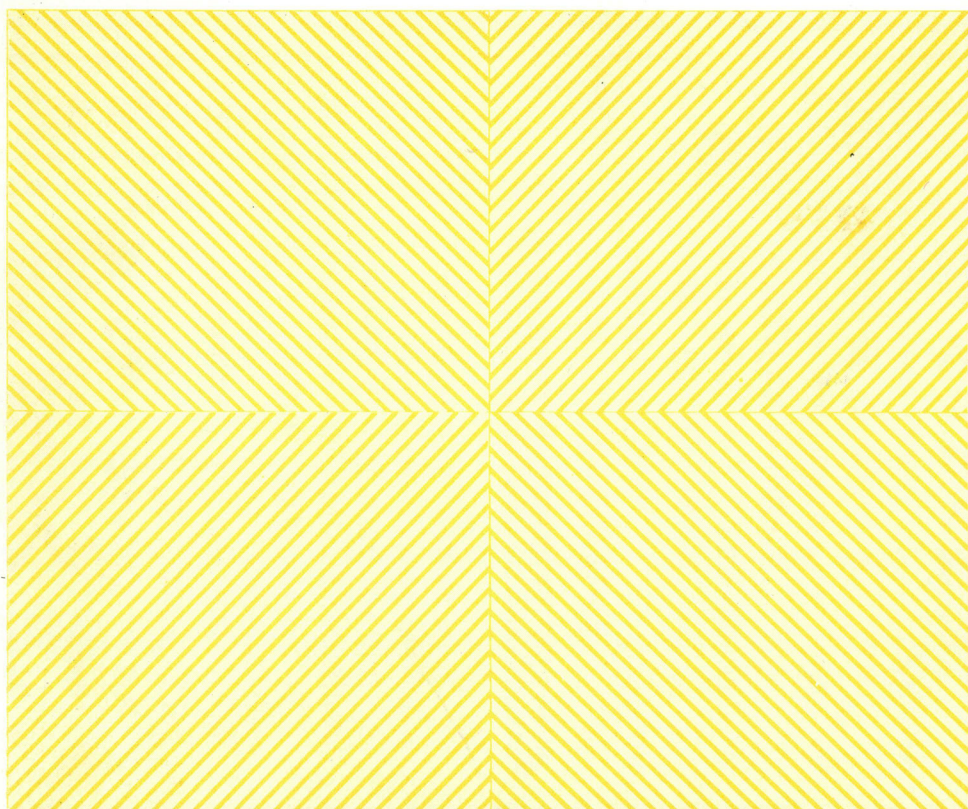
齊藤 正

桜井 徹

木元 錦哉

斎藤 力

No. 6



労働運動総合研究所

労働総研クォーター

第6号 (1992年春季号)



目次

●労働時間短縮の日本的障害	藤本 武	2
特集 ●規制緩和問題と経済民主主義		
■規制緩和問題と経済民主主義	角瀬 保雄	13
■金融自由化と経済民主主義	齊藤 正	18
■公企業の民営化と経済民主主義	桜井 徹	23
■規制緩和と独占禁止法	木元 錦哉	28
■労働市場と規制緩和問題	斎藤 力	33
国際・国内動向 ●		
■「企業中心社会」に国際的な批判 ——全労連「日本的労使関係」シンポジウム——	加藤 益雄	38
■ガット・ウルグアイ・ラウンドと農産物貿易の「自由化」 ——米の輸入自由化を中心に——	河相 一成	41
■「ソ連」労働組合運動の激動	小林 勇	45
■過労死と国際人権法	上柳 敏郎	48
■92春闘への取り組み	寺間 誠治	51
プロジェクト ●		
研究部会報告 ●賃金・最低賃金問題研究部会	牧野 富夫	54
討論のひろば ●国際活動のあり方について	深井 龍雄	56
書 評 ●木元進一郎編著『激動期の日本労務管理』	芹沢 寿良	57
新刊紹介 ●		
星埜惇・河相一成編『地域最構成の展望』……戸木田嘉久／相沢与一著『社会保障の基本問題』……工藤 恒夫／稲上毅著『現代英国労働事情』……富沢 賢治／全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か』……鴨田 哲郎／朝倉新太郎他編『講座・日本の保健・医療』（全5巻）……蒔 昭三		60

労働時間短縮の日本的障害

藤本 武

は し が き

本稿は、1992年3月7日に開催された全労連と労働総研共催の「労働時間短縮シンポジウム」において、労働総研を代表して、本稿（表示）のテーマで報告したものの原案を文章化したものである。ただ、本稿も、また報告も時間または紙面的にも制約をうけているので、内容はひじょうに圧縮されており、論述は基本的な部分に限定されている。

長労働時間の現状分析は、すべて省略したが、それを叙述しないにしても、それを前提として論じられている。

産業別の特殊問題については、何らふれていない。長時間労働の道路・旅客運送業、貨物運送業あるいは建設業などについては、種々の特殊な問題点をもっているが、それらについては特別にとりあげてはいない。また、学校5日制の問題は、教育問題としての側面が強いので、別個に総合的に論じられるべき問題であると考えている。また、特に女性労働者の問題はここではとりあげていない。過労死が最近、女性労働者のなかにも発生しているが、長時間労働の中心は男性であり、また、雇用平等、女性労働保護、家事労働の諸問題をあわせてとりあげると、紙面は不足するので、ここではすべて基本問題に集中して論議することにしたのである。

本稿は、三つにわかれる。(1)は、時短の客観

的条件の成熟について、(2)は本題である時短の日本的障害について、(3)は、どう闘うのかの問題である。しかし、本稿は(2)が中心テーマであるので、(1)は、序論的にとりあつかい、最後の(3)は、別に全労連で、この問題について報告もあるので、(2)の分析から結論されるものを、簡条書風に並べたにとどまり、くわしい内容の説明は省略している。

I. 労働時間短縮の客観的条件の成熟

ここで客観的条件の成熟というのは、それが成熟しているので、労働者は闘わなくとも時短が自然に進行するであろうという意味では決してなく、むしろ闘いを進める上で、有利な客観的条件が成熟しつつあるという意味である。

これには、国際的な条件と国内的条件の二つに分けて考えることができる。

A) 国際的条件

これらの多くは最終的には「外圧」となって現われるものである。

1. 近年ヨーロッパを中心に労働時間の短縮が進行しつつあるが、日本の労働時間の短縮は著しく立ちおくれ、最近では国際的な格差が異常になってきている。ヨーロッパ大陸諸国では、近年年間実働1,700時間前後になっているが、日本はこれとは400時間の格差が生まれていた。しかも1975年以降、日本では残業がふえて、年間実働時間もふえてきた（1984年にかけて）が、前

記諸国では短縮が進んだので、いっそう格差は拡大してきたのである。

2. 1979年のECの秘密報告のなかで、日本人は、「ウサギ小屋に住んでいる働き中毒患者」という文言が含まれていたが、このきびしい批判は、日本の低生活水準と長労働時間の核心をつくものだった。また最近（1991年）では、フランスのクレソン首相の「蟻のように働く日本人」にたいする批判は、これに拍車をかけるものである。近年は戦前とちがって、ソーシャル・ダンピングという名の批判は余り聞かないが、性格的には同じものである。

3. 1970年代・80年代における日本の貿易輸出の急増加、貿易収支黒字の拡大が、主要国とくにアメリカ・ECと日本国との間での経済摩擦を生み出しているが、この基礎には、日本の低コストの一つとして、長時間労働が存在することは否定できない。黒字が増大すればするほど、日本の長時間労働にたいする批判は強まる。

4. 以上の結果として、日米経済摩擦への対応策を意識した、旧前川レポート（1986年6月）では、国内消費拡大の一項目として、労働時間の短縮をあげていた。このなかでは、目標時間の明示はなかったが、新前川レポートでは、労働時間短縮は国内消費の拡大とは別建ての、独立した項目となり、年間実労働時間を1992年度までに1,800時間にすることが明示された。この新レポートは、経済審議会の報告にとりあげられ、1987年5月には閣議決定となっている。したがって、この1,800時間というのは、内外にわたる公約だといわねばならない。とくに日本政府は、アメリカからの外圧には弱いが、この「公約」は、「外圧」となって日本政府の今後の施策に大きな影響を与える可能性がある。

B) 国内的条件

1. 近年は深刻な労働力不足である。これは一

方で残業を増大させるが、1970年前後の労働力不足時に、労働力確保のために中小企業が労働時間短縮を実現した事実もあり、今回も、中小企業における所定労働時間の短縮にたいするインパクトの一つになっている。これが一因となって、毎勤統計では、中小事業場の月所定内労働時間が短縮し、残業の多い大企業と大差ない月実働時間に変化しているのである。

2. 過労死、過労にもとづく突然死の増加、拡大である。過労死がKaroshiとして国際語にもなっているが、良心的な衛生学者がまずとりあげ、良心的な弁護士が中心になって「過労死」110番を設置してから、ジャーナリズムで大きく報道されるようになった。労働基準監督署で労災としてみとめられる過労死の例はなお著しく少ないが、裁判所や審査会での認定はふえており、その都度報道されるようになって、世論としても長時間労働への批判が高まってきている。それにともなって、ジャーナリズムでの時間短縮論議が盛んになってきた。

3. これまで永らく日本の春闘は賃金一辺倒できたが、近年は労働時間短縮もとりあげるようになってきている。もっとも、のちにのべるように、ストライキをとまなう力強い運動にはなっていないが。

4. 過密労働の拡大、労働生産性の急速な上昇である。1977年を100とすると、時間あたり産出量は、1988年で、アメリカは136、フランス144、西ドイツ136、イタリア167、イギリス155にたいし、日本は190であって他に抜きこんでいる。これにともなって、各国通貨で表示した単位あたり労働コストは、77年を100として、アメリカ142、フランス210、西ドイツ136、イギリス206と増加したのに、日本のみは90と、むしろ低下している⁽¹⁾。日本の労働時間を大幅に短縮することは今や十分可能なのである。

5. 日本資本の利益至上主義、会社第一主義にたいする批判が高まってきているのを考慮して、経団連自体が「企業行動憲章」なるものを制定し、そのなかで「社員のゆとりと豊かさの実現に努め、社員の人間性を尊重する」と規定し、会長自身もこの利益至上主義の行き過ぎを「自己批判」する談話を発表する⁽²⁾などに至っている。むろん、これがそのまま実現されるものと安易に考えるのは誤りであるが、独占資本の中核部がこういう事態に追いこまれているのであるから、労働運動は十分これを活用すべきである。

このように、客観的条件は次第に成熟しつつあるが、これを実現するのは、あくまでも時短運動の主体となるべき労働者階級である。時間短縮が自動的にころがりこんでくるわけでは決していない。

(1) U.S. Department of Labor, Handbook of Labor Statistics 1989, Table 146.

(2) エコノミスト、1991年10月15日号。

II. 労働時間短縮の日本的障害

日本の労働時間の短縮が、国際的にも立ちおくられているのには、他の先進工業国にみられない特殊日本的な諸条件が存在しているからである。本節では、この問題をとりあげるが、わたしは、5つの項目にわけて、とりあげることにした。1)は、日本資本の異常な貪欲性、価値増殖欲、2)は、日本の産業構造の特質、3)は、日本の労働組合の特質、4)は、日本の労働者の立ちおくれた労働者意識、5)は国の政策である。これらは相互に結びついているのであるが、筆者はこれらが平等のウエイトをもっていると考えるものでは決していない。

もともと、労働時間の最終決定権は資本の手にある。のちにもふれるように、各国の労働時

間の短縮は、労働組合運動、労働運動の発展に負うところが大きいのであるが、その要求にはげしく抵抗したのは各国の資本であって、国家権力を用いて運動を弾圧し、時間短縮という譲歩を行なう場合も、いつでもコストの上昇をおさえるために、新式機械の導入や、スピード・アップ、労働強化などの対応策をとってきたのである。労資の交渉は基本的には対等ではなく、労働時間の最終決定権は資本の手にある。したがって、日本の長時間労働は、前記の1)の日本資本の異常ともいべき価値増殖欲、利益至上主義に基本的に規定されているのであって、これにもとづいて、国の政策や、労働組合の動向も規定をうけている。むろん、この資本の性格、政策を変えるのも労働組合であるが、日本の現状は、のちにのべるように、資本に管理されている会社組合に変質した組合が大企業を中心に展開しており、労働時間短縮の起動力としては、のちに指摘するような問題点をもっている。

A. 日本資本の異常な価値増殖欲

この異常な価値増殖欲は、戦前からみられたものであるが、そのときは前近代的な諸関係を活用して展開したのにたいし、戦後は、それに一部依存しながら、近代的な、アメリカ的な労務管理技術を基礎に、労働者の人権を無視する日本的労務管理方式として展開されている。

ノルマの強要、能力主義、目標管理、諸々の自主管理、非人間的・人権無視の管理は日本の労務管理の特質であって、その最高の形態としてトヨタ方式を生み出し、いまでは日本の主要会社で、この方式をとりあげている。カンバン方式、省人化を中心とするトヨタ方式は、いまアメリカでは、フォード主義に代わりうるものとして、リーン生産方式とよばれているが⁽¹⁾、その世界的な展望については疑いをもつとはいえ、これを中心に日本の非人間的な労働管理を生み

出しているのである。

経団連では、利益至上主義への反省の言がきかれるが、日経連ではむしろ、のちにのべる日本の労働分配率が低く、資本分配率が高いことを合理化して、「世界最高水準の資本装備率を維持するには、どうしても資本分配率をそれにふさわしい水準にしておかねばならない」⁽²⁾と強弁して、高い資本分配率、利益至上主義を当然視している。

労働時間に関連していえば、(1)残業が必然化されるようなノルマの設定、(2)残業や休日労働を生産計画に組み込んでいるのがふつう、(3)年休をとり易い条件の設定を行わず、むしろそれを欠勤と同一視して、不利益扱いをするのがふつう、(4)近年ふえている過労死という事実をあくまでも認めまいとする非人間的態度、(5)立法による時短には反対し、労使協調的な総合または労働者代表との間の労使協定をもってこれに代えようとする態度、(6)お得意へのサービス優先、あるいは機械・装置の稼働時間を増加させるための、交替制、深夜労働の拡大などをあげることができる。深夜業は肉体破壊的、家庭生活破壊的であるにもかかわらず、日本の自動車工業や電機工業では、他国に先がけて交替制、深夜労働をとり入れたこともこの貪欲性を示す例の一つである。またME化にともない、VDTの導入については、多くの国ではそれに従事する労働時間の制限を協約で行う国が多いが⁽³⁾、わが国では行政指導で短い時間の休息のそう入にとどまっているのもその例である。

また、資本の貪欲性を示すものは、組織的な労働組合への介入、その操縦、管理、第2組合化、会社（御用）組合化であって、1975年以降はその介入が完成され、多くの民間大企業組合はストライキをほとんどまたは全くしない組合に変身してきた。むろん、本来これらの行為の

多くは不当労働行為にあたるものだが、巧妙に仕組まれている⁽⁴⁾。もともと日本の戦後の労働組合は、企業別従業員組合であるから、組合への会社の介入の仕易い組織形態をもっていたが、それは同時に、企業帰属意識をもち易い形態でもあり、労資協調思想の高まりと同時に企業丸がかえの会社組合化がすすんだのであった。その結果、春闘は資本の管理春闘と化し、労働時間短縮闘争は低迷してきた。

この資本の価値増殖欲のすさまじさは、次の3つのデータからも明らかだ。

1つは、日本の生産費中に占める賃金の割合が異常に低いことである。A.J.マティなどによると、1982年で、日本は18.8%で、アメリカとヨーロッパ4か国の平均の28.0%にたいして、10ポイントも低い⁽⁵⁾。

2つめは、付加価値中の労働分配率が著しく低いことである。1985年でいうと、日本の35.2%にたいして、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ヨーロッパ4か国の平均は45.3%で、ここでも10ポイントのひらきがある⁽⁶⁾。

3つめは、1960-89年の平均の粗付加価値中に占める粗余剰の占める割合（大ざっぱな資本のとり分を推計できる）では、日本は48.3%で、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ3か国の平均値31.0%より18ポイントも高い⁽⁷⁾。

以上3つのデータから、日本においては、労働者のとり分が著しく低く、資本のとり分がいかに多いかが分かるが、これを可能にしているのは、日本の長時間労働、低賃金、高い労働生産性（高い技術生産性と労働強化）の存在である。

(1) D. Roos et al. The Machine that changed The World, 1990, 邦訳（沢田ほか）「リーン生産方式が、世界の自動車産業を変える」

(2) 日経連、平成4年労働問題研究委員会報

告

(3) ILO, Conditions of Work Digest Volume 5, 1986.

ILO, Working with VDV, Occupational Safety Series No.61, 1989.

(4) 例えば、大木一訓、愛知労働問題研究会編、『大企業労働組合の役員選挙』1986.

(5) A.T. Mathis et al, La compétitivité Industrielle 1988, pp.90-91.

(6) 日本生産性本部、『活用労働統計』1991.
国連の Yearbook of Industrial Statistics 1986よりとったもの。

(7) OECD, Historical Statistics 1960~1989, 1991. p.78.

B. 日本資本主義の特殊な産業構造

日本の特殊な産業構造をあげるとすれば、地域別あるいは産業別の著しい不均等発展などの問題があるが、ここで、中小企業の問題のみをとりあげるのは、これが産業構造のなかで、時短への重要な障害の一つを構成しているからである。

1. 日本では、中小企業の比重はことのほか高い。製造業の500人以上の企業は全企業の被用者中の33.3%を占め、他の10か国平均の46.7%より著しく少なく、他方100人未満は47.1%で、他国の平均の27.5%より20ポイントも多い。とくに20人未満は27.8%を占めて、他をぬきんでいる（アメリカ4.9%、フランス8.7%）⁽¹⁾。

2. 日本的な下請制の存在、大資本の中小資本にたいする支配・従属・収奪の重層的体制。この特殊日本的な下請制は、下請工場における低賃金と無理な長労働時間を必然化する。（表1）

一般機械、自動車、電機の三大輸出産業ではとくに多い。

3. これらの中小企業のなかに、とくに劣悪な賃金・労働条件を生み出している。

表1

下請制の比重 ⁽²⁾	中小企業	大企業
製造業	35.5 %	16.6 %
一般機械	47.7	22.4
電機	60.0	23.3
輸送機械	73.7	39.5

イ. ヨーロッパでは、各産業に標準的な労働時間が存在しているが、日本では同一産業内でも週5時間という大幅な所定時間の格差がある。

日本全産業 1~9人規模 週44時間42分
(1990) 301人~ 週39時間54分⁽³⁾

ロ. 賃金格差は異常に大きい。

1,000人以上を100として、10~99人規模では、日本約56%、西ドイツ71.4%、イギリス79.9%⁽⁴⁾。

4. この大幅な賃金、労働時間の格差の存在は、高い水準の法定労働時間の実現にとって障害になる。また、大資本による収奪は、大資本が中小企業の劣悪な労働条件によって利益をえていることを意味するので、多くの先進工業国の大資本のように、公正競争の観点からの公正労働基準の実現をしようとする立場をとらず、むしろ中小企業の長時間労働、低賃金の温存に傾くことになり、時短の障害要因の一つになっている。

5. また、標準労働時間の欠如は、公務員の労働時間の短縮に種々の問題を生み出すことになる。

(1) OECD, Employment Outlook, 1985, p.65.

(2) 1989年版、中小企業白書、66ページ。

(3) 労働基準局、労働時間総合実態調査結果(速報)(1991年4～5月実施)。

(4) 日本生産性本部、活用労働統計、1989、181ページ。

C. 日本の労働組合の特質にもとづく障害

労働時間短縮の歴史は、労働組合運動の歴史といっている。イギリス、アメリカの10時間運動、国際的な8時間運動、フランスの人民戦線時の大幅な時間短縮、戦後でいえば、イギリスの時間短縮の組合闘争、フランスの1968年の900万人のゼネ・スト、西ドイツの金属労働組合の1984年と1991年の大闘争、日本では敗戦直後の大闘争など枚挙に暇がない。組合運動なしには、労働時間短縮はありえなかったといっている。

ところが、最近の日本の労働組合運動は、数々の日本的特質をもっており、それが時間短縮をおくらせた要因の一つとなっている。

1. 低い組織率である。最近についてのOECDの報告によると⁽¹⁾1988年で、フランス12%、アメリカ16.4%、日本は26.8%(1991年には24.5%とさらに低下している)で、下位から3番目だったが、日本以外の14か国の被用者のみをとって単純平均した組織率42.4%、それからフランス、アメリカを除くと47.1%、日本以外の22か国の組合員全員(近年ふえてきた年金受給者を含む)をとると、58.2%とされているので、日本の組織水準は著しく低いことになる。これは時短闘争を著しく制約する。

2. 日本は企業別労働組合で、しかも個別交渉が中心であるので、ヨーロッパ諸国のように産業別組合が産業別協約によって産業内の標準的労働時間をきめるのとは異なり、統一的な労働時間を決定することは不可能である。つまり各企業の経営状況とその労資の力関係にもとづいてバラバラの労働時間が定まるほかはない。また、

産業別組合の団体交渉では、組織率をこえて多くの労働者をカバーする協約を締結している点も留意する必要がある。例えば、フランスでは、推計組織率はわずか15%なのに、協約では10人以上の86%の労働者をカバーし⁽²⁾、イギリスでは50%の組織率で70%をこえている⁽³⁾。

つまり、以上、1、2によって、日本ではとくに時短をおくれさせ、かつ大幅な企業間格差を生み出すことになる。

3. これまで日本の労働組合は久しく賃上げ一辺倒できた。敗戦直後の飢餓的生活水準時代には当然だったとしても、その後実質生活水準が改善されたにもかかわらず、永年改められることはなかった。やっと近年それがとりあげられつつあるが、時短のためのストライキは少なかったし、賃上げが解決すれば、時短は平和交渉に委せて、いつでもストは中止されてきた。長い間の時短放置がいまでも尾をひいている。

4. 労働組合の反共化、労資協調化により、1975年以降スト性向は著しく低下し(表2)、いまでは日本はストなし国の一つとなっている。また、運動をリードすべき大企業労組(「連合」の主体である)でのスト性向の低下がとくに著しい(表3)。それにともない賃上げ率は低下し、労働時間短縮のテンポも著しくおちており、残業がふえて、実働時間も増加するに至った。労資協調の「連合」の成立がこれに対応している。ストなしでは、組合の力による時短の達成は困難で、1991年の自動車総連のように何一つ獲得できないのである。

5. 企業別組合であるために、企業帰属意識が強く、主として未組織、中小企業労働者の労働条件の改善につながる国の政策要求、たとえば労働基準法の改善闘争、最低賃金制闘争の実績はまことに乏しい。「ニセ週40時間法」の成立をみたのも、中央労働基準審議会の労働側委員の

表2 最近日本のスト性向の低下と賃金、労働時間

	スト性向 (被用者1,000人あたり)(1)					実質(2) 増減		(3) 週所定 時間増減	(4) 実働時間 増減
	争議行 為参加 者計	半日以 上スト 参加者	スト損 失日数	(2) 開 春 賃上率	(2) 物 価 上 昇率	春 開 賃上率	ベース ・アッ プ率		
	人	人	日	%	%	%	%	分	%
1970	71.3	52.0	118.4	18.5	7.6	10.1	8.1		(0.8)
1971	106.2	55.5	176.7	16.9	6.1	10.2	8.2		-1.0
1972	76.7	44.5	148.5	15.3	4.9	11.0	9.0	-20	-0.5
1973	136.6	61.8	127.4	20.1	11.7	7.5	5.5	-36	-1.1
1974	146.4	99.5	265.7	32.9	24.5	6.7	4.7	-54	-3.5
1975	126.5	74.9	219.9	13.1	11.7	1.3	-0.7	-13	-1.9
1976	91.6	36.5	87.1	8.8	9.4	-0.5	-2.5	-8	1.5
1977	64.0	18.4	40.3	8.8	8.1	0.6	-1.4	-5	0.1
1978	54.8	17.4	35.7	5.9	4.2	1.6	-0.4	-0	0.4
1979	38.1	11.6	24.0	6.0	3.7	2.2	0.2	-5	0.4
1980	44.5	14.2	25.2	6.74	7.7	-0.9	-2.9	3	-0.3
1981	73.2	13.9	14.0	7.68	4.9	2.7	0.7	-3	-0.4
1982	58.2	5.3	13.1	7.01	2.8	4.2	2.2	-3	-0.2
1983	42.1	5.3	12.0	4.40	1.9	2.5	0.5	-7	0.1
1984	37.2	3.6	8.3	4.46	2.3	2.2	0.2	3	0.9
1985	31.4	2.9	6.1	5.03	2.0	3.0	1.0	2	-0.7
1986	10.6	2.7	5.8	4.55	2.6	1.9	-0.1	-8	-0.4
1987	8.1	2.3	5.8	3.56	0.2	3.5	1.5	-5	0.4
1988	9.5	1.7	3.8	4.43	0.0	4.4	2.4	-14	0.3

(注) 実質ベースアップ率=実質賃上率-2.0%

(出所) (1)は労働省『労働争議統計調査年報告』。分母の雇用者数は『労働統計要覧』より。

(2) 労働省『労働統計要覧』。

(3) 『賃金、労働時間制度の実態』各年。

(4) 『毎月勤労統計要覧』各年。()内はサービス業を除いたもの。

表3 民間労組の企業規模別に
みたスト損失日数

(組合員1,000人あたり)

(単位:日)

	1973~ 76(A)	81~ 82	85~ 87	88 (B)	B/A
					%
1000人~	818	35	14	7	0.9
300~999	774	116	50	45	5.8
100~299	518	102	49	37	7.1
99人以下	299	118	45	46	15.4

(出所) 労働省『労働争議統計調査年報告』各年などによる。

提案にもとづくものだ。

6. 人権の重要性についての認識が乏しく、人権闘争の実績は乏しい。人権の一つであることが国連人権宣言でもみとめられている年次有給休暇の未消化の永年の放置、「連合」傘下の組合にみられる極端な人権無視である過労死問題への傍観者的態度、性差別撤廃への不熱心などは、これを示すもの。

7. 時短を確保するためには、要員増が必要であるが、日本の労働組合は要員増の闘争や労働強化反対闘争の実績が乏しい。(ストもひじょう

に少ない。)

以上のような日本の労働組合の現状からみると、時短運動のほり起こしには、数々の障害があることが分かる。しかし、この障害をのりこえて行なうことが、まともな労働組合員にとって何よりも大切である。

また、日本の長時間労働は、先進諸国の労働組合のより進んだ時短闘争の足をひっぱる役割を果たしている。労働者の国際連帯の意識の低さは日本での時短闘争への障害の一つとなっている。

(1) OECD, Employment Outlook 1991 July, p.101.

(2) Jacques Fourmier et al., Traité du Social, 5^e edition, p.293.

(3) Social Trend 21.

D. 労働者

日本の労働者の時短への関心の低さ、そのもとにある労働観といったものが、日本の長い労働時間の最大の原因であるという考え方が、一部の文化人の間に多いのであるが、それは根本的に誤っている。長時間労働は、あくまでも、労働時間の決定権を握っている日本企業の貪欲な価値増殖欲、利益至上主義に起因するものであって、それなしには存在しえないものである。しかし、時短を進めていく上で、日本労働者の遅れた意識が労働組合の闘いを弱め、無視できない障害となっていることは否定できないのである。

この労働者の立ちおくれた意識には、いろいろのものがある。

1. 労働契約とは、労働力の時間ぎめの売買契約である、という意識の希薄なことである。こういうところから、サービス残業が生れ易いことにもなる。

2. 企業帰属意識が強いことである。「うちの

会社」という呼び方に示されているような、企業を一種のコミュニティとみる。企業の労務管理政策（勤続重視の諸政策、社宅政策、その他企業福祉）はこれを強める。企業別労働組合という組織形態もその温存強化に役立っている。そしてこれらは、会社のために家庭を犠牲にする長時間労働の甘受に導く。会社第一主義への同調、安易に残業に従事する風潮を生み出す。

3. 階級連帯意識が低いことである。諸外国では、同情ストが少なくないが、日本ではまれである。また、企業別組合に組織されているために、未組織労働者や中小企業の労働者の生活改善に役立つ国の立法の確立闘争への関心も低い。（日経連の「労問研報告」では、日本では階級意識が希薄だといっている。）

4. 人権意識が低いことである。年休や合理的労働時間の制限を人権の一つとしている国連の人権宣言と人権規約とがあるが、日本の労働者は年休の消化率が半分なのに、その完全な取得を強く主張しないし、過労死という非人間的な結果に対する反発がそれほど強くない。

5. 低いバカンス意識の水準である。フランスやスウェーデンと比べると、雲泥の差がある。

6. 家事分担の性差別を当然視または容認している夫婦が少なくないが、これは夫の長時間労働を可能にしている社会的条件の一つとなっている。

以上のような諸傾向は、わが国で民主主義革命を闘いとった経験のないことが大きく影響しているように思う。例えば、1についていえば、フランスでは、5時までの勤務だとすれば、「5時1分過ぎには、社員ではなく、『個人』になって、会社を出て行く」あるいは

『『自宅で夕食をとるのは月2回ぐらい』というのは、日本のビジネス・エリートのもうしろステータスを誇示するセリフだが、欧米だったら、この一言だけで、細君の提起した離婚訴訟の決定打となってしまう』という日本に長く住むフランス人ポール・ボネ氏の文章を引用しておこう⁽¹⁾。

ただし、前記のどの要因も歴史的に変化する。現在ヨーロッパの労働者の意識も、歴史的に変化し、発展してきたものである。わたしは、将来日本の労働者の闘いの過程でこれらのおくれた意識も変化するものと確信している。

7. 日本の名目賃金が時短を制約している点である。

現在日本の名目賃金水準は、「世界一」だというのは、それを理由にして賃上げ抑制を意願している日経連の数年前からの主張だが、拙著（『国際比較 日本の労働者』『世界からみた日本の賃金・労働時間』）のなかで指摘したように、日本の賃金水準は、名目では先進工業国の下位、実質では先進工業国の最下位にある。したがって、日本の低賃金が、時短闘争を制約していることは否定できない。もっとも、日本の労働者のなかに中流階層だと考えている人たちが少なくないが、それは戦後長らく極端な貧乏生活の下で苦労してきたことが影響している。

いま、日本の賃金と労働時間の相関係数を求めてみると（但し、1988年の製造業の産業別にみたもの）、30人以上事業場の平均週所定時間と30人以上企業の平均の時間賃金との間では-0.817、男子月実働時間と男子時間あたり賃金との間では-0.837だった。相当に高い逆相関であって、低賃金と長労働時間とは相関しているのである。したがって、時間短縮

闘争を進めるためにも、賃上げ闘争が必要であることが分かる。

(1) ポール・ボネ、『沈まぬ太陽ニッポン』。

E. 国の政策

日本政府は、日本の独占資本の忠実な統治機関として、後者からふんだんに活動資金をえている自民党によって運営されているが、終始、独占にとって必要かつ有利な政策を実施してきている。各種審議会はすべて財界人と旧官僚中心に構成され、イギリスで三者構成が原則となっているのと大変なちがいである。

したがって、独占資本の労務対策の参謀本部というべき日経連に傾斜した労働政策を国は遂行しているが、労働時間に限定していえば、次の通りだ。

1. わが国のILO条約の批准数は1991年1月1日現在39にすぎないが、OECD諸国の平均は64である。しかも、条約・勧告の採決では、政府は棄権を原則としており、とくに労働時間関係の、3労働週の年休条約（132号）のときには反対票を投じており、労働時間関係のすべての条約について、今なお何一つ批准していない（第1号条約-8時間法-を含めて）。後者の理由は、日本の国内法規が条約の基準をみたさず、批准できないからである。これも日本の独占の政策に従っているためだ。

2. 行政指導にもとづく労使協定を通じる時間短縮方針を長らくつづけてきたが、これは日経連の主張に忠実に従ったものだった。また、過去の政府諮問機関の“研究会”もこの方針を答申してきているが、いっこうに時間短縮にならなかった。また超過労働時間の「目安」なるものを指針として示しているが、これらはすべて立法の改定を避けるためにほか

ならず、時短は殆ど前進しなかった。しかし、日本のように組織率が低く、個別交渉中心の国では、時短のためには法的措置が最も必要とされるのである。

3. 1987年の改定労働基準法は“ニセ週40時間法”である。

この改定法では、32条に週40時間を定めたが、131条で、“週40時間を超え、週48時間未満の時間を命令で定めることができる”として、1987年には週46時間、特例48時間を政令で定め、1991年の改定によって、これを2時間短縮した。しかし、労働時間立法で規定される労働時間は、どこの国でも、その実施期日が明示されているものであって、その実現がいつになるか分からないような法律は、未だ世界には存在したことはない。筆者がこれを“ニセ週40時間法”と命名した所以である。こういう前代未聞のインチキ立法が成立したのは、半ばは日本の労働組合の責任でもある。

4. 人権無視

国連の人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約－1966年採択）を日本国は批准しているが、国民の祝日の有給化については保留している。また、この規約で

も人権の一つとみなされている年次休暇の消化率がわずか5割にすぎないのを永年放置し、87年の労基法改正で、不利益扱いを禁止したものの、罰則ナシのために殆ど影響なしだった。また過労死の労災認定に執拗に反対し、むしろ裁判所の方が認定基準を緩めてきている。

5. 人権をまもるべき裁判所の最高権威である最高裁の、日立製作所の残業拒否を理由とする解雇を是認する異常な1991年12月の判決は、国の機関をあげて、長時間労働を推奨していることを示すものだ。

6. 労働省はストをしない反共・労資協調的な「連合」一辺倒の重用を強めて、時短運動の発展をおくらせようとしている。

7. 旧前川レポートから始まり、1987年閣議決定するに至った、1992年度中に1800時間へ実働時間を短縮するという公約は、年間ようやく30時間前後の短縮にすぎず、1991年度でようやく2000時間近くに（1991年暦年は2016時間）短縮されようとしているにとどまる（表4）。改正労働基準法の付則第7条にもとづき（法の施行3年後、検討を加えて必要な措置を講ずるというもの）中央労基審に対し、諮問中であるが、1993年度中に週40時間に法定基

表4 労働者平均の労働時間(年間)

年度		1987年	1988年	1989年	1990年	90.4～12(月間)	91.4～12(月間)
A	総労働時間	2120	2100	2076	2044	172.7	169.5
	所定内	1938	1912	1888	1859	157.2	155.1
	所定外	182	188	188	185	15.5	14.4
	出勤日数	263	259	256	251	21.2	21.0
B	週所定労働時間	41:42	41:28	41:12	40:47		
	週休2日制(%)	28.5	29.5	36.9	39.2		
	平均休日日数	94.0	95.5	98.6	101.8		
	年休取得日数	7.6	7.6	7.9	8.2		

A 30人以上事業所 『毎月勤労統計月報』など。

B 30人以上企業 『賃金・労働時間制度の実態』より。

準を短縮するという見透しを報ずる新聞もある（1992年1月に時短促進法の答申がでたが）。しかし、かりにそのばあいも、大部分の労働者にたいしては特例で、より長い時間を適用する名目的な基準に終るような内容であろう。もともと1800時間というのは、政府の試案によっても、週40時間、完全週休2日制、年休の取得日数20日、超過労働の3分の1減が可能ならばにのみ実現されるとみているもので、こんな状態を、日本の30人以上企業で1992年度中に平均的に達成することは、夢に近い。また一つ政府は内外にたいしてウソをつくことになる。

III. どう闘うべきか

もう余白はないし、その理由については、これまでも述べてきたので、どう闘うべきかについては、項目のみを掲げて、本稿を終ることにする。

1. ストライキを打てる、まともな、資本から独立した労働組合の構築と拡大。

2. 労働組合組織の拡大と産業別統一闘争の展開、強化。

3. 時短を、要員増と賃金引上げと結びつけて闘う。

4. 年休の完全消化の権利の確立と立法の改定（不利益扱いに罰則をもうけること）。

5. 当面、週休2日・週40時間法、法定年休3労働週の確立、残業のきびしい法的制限（1日2時間、年間120時間）、残業割増率の大幅引上げ（平日50%、休日100%）。

6. サービス残業の完全解消、取締り強化。

7. 労働者に不利益な労働時間の弾力化反対。

8. 時短のための交替制の拡大に反対。

9. 過密労働の抑制、規制。

10. 中小企業における時短の実施のため、大企業の横暴を規制する——中小零細企業が成立するような工賃・運賃の確保など、また生産計画の急な変更や土曜発注・月曜納入の絶滅など。

11. 労働者階級の国際連帯の立場からの労働時間短縮闘争の必要性の宣伝強化。

（理事・労働科学研究所客員所員）

特集・規制緩和問題と経済民主主義

規制緩和問題と経済民主主義

角瀬 保雄

1. 臨調行革から日米構造協議へ

今日、規制緩和の流れは全世界的なものとなっている。すなわち、先進資本主義国をはじめとして、発展途上国から、そしてさらには崩壊しつつある「社会主義国」に至るまで、規制緩和一色で塗りつぶされているかの感がある。そうした意味ではまさに21世紀に向けてのメガトレンドといってよいであろう。したがって、この問題をどうとらえ、どう対処するかは、労働運動にとってのみならず、将来の経済システムの展望にかかわる基本的な問題である。だがここでは問題のこうした大きさを念頭におきながらも、わが国での当面する問題に絞って考察していくことになる。

いうまでもなく規制緩和ということは、80年代とともに先進資本主義国において始まった問題である。1979年イギリスでサッチャーの保守党政権が登場したのにつづいて、翌80年にアメリカでレーガン大統領が登場、日本では当時行政管理庁長官で後に首相となる中曽根の登場によって、レーガン・サッチャー・中曽根といわれた規制緩和政策の主役たちが揃ったのである。アメリカではレーガノミックスといわれる「アメリカ経済再生計画」が政府の産業・企業にたいする規制緩和を柱に打ち出され、イギリス

でも国営企業の民営化政策を柱にした規制緩和が進められることになった。わが国では、81年に第2次臨時行政調査会が発足、財政赤字の克服を柱に行政改革が進められることになった(次ページの表を参照)。

第2臨調は83年に最終答申をだして解散したが、その後は行革審(83~86年第1次、87~90年第2次)を通じて、規制緩和、民営化を押し進めていった。そして90年には日米構造協議が行われ、現在新しい状況のもと第3次行革審が取り組まれている。この臨調行革の10年間の間にどのようなことが行われてきたかという、85年4月の電電公社のNTTへの民営化、専売公社の日本たばこへの民営化、そして87年には国鉄のJRへの民営化と、公企業の民営化が進められるとともに、年金、医療保険制度の改悪、行政組織の再編・整理合理化による公務員数の縮減、そして公的規制の緩和が進められたのであった。(その具体的内容と国民への影響については、公務・公共業務労働組合共闘会議編『臨調行革10年』他の文献にまとめられているので、それらに譲りたい。)

そしていまや規制緩和問題は、財政赤字という国内問題に重点が置かれた臨調行革の時代から、前川レポート、日米構造協議以降、「規制的・閉鎖的経済体制からの脱却」(『90年代通商産業

表 行財政改革の推移

	主 な 動 き	内閣
1979	第2次石油ショック	大平
81. 3	第2次臨時行政調査会発足	鈴木
4	政府自民党行政改革推進本部発足	
82. 7	83年度予算のマイナスシーリングを閣議決定	
9	行革大綱閣議決定	
83. 2	老人医療費の一部本人負担始まる	中曾根
3	臨調最終答申	
5	新行革大綱閣議決定	
6	国鉄再建監理委員会発足	
7	第1次行革審発足	
9	行革臨時国会	
84. 7	総務庁設置	
8	国鉄監理委が緊急措置提言	
10	サラリーマン医療費本人1割負担始まる	
85. 4	NTT、日本たばこ発足	
7	国鉄監理委が最終答申	根
10	国鉄分割民営化基本方針閣議決定	
86. 6	第1次行革審が最終答申	
11	国鉄改革法成立	
12	防衛費GNP1%突破	竹下
87. 1	老人医療費の本人負担額増額	
4	JRが発足、第2次行革審発足	
10	株価大暴落	
88. 6	総合土地対策要綱を閣議決定	宇野
89. 4	消費税導入	
9	日米構造協議始まる	
90. 4	日米構造協議中間報告、第2次行革審が最終答申	
6	日米構造協議最終報告	海部

(「朝日」'90年8月26日付)

政策ビジョン』という国際的な問題へと重点の移動をみせ、「より市場メカニズムが働くシステムに改めて行く必要がある」とコメ市場の自由化が目指されるに至っているのである。

2. 規制緩和の背景と狙い

規制緩和は、アメリカ、イギリス、日本と国によってその現れかたに差をもちながらも、80年代の同じ時期に登場してきたものであるという共通性をもっている。したがって、その背景と狙いが問題になる。

資本主義国は73年の第1次石油ショック、79年の第2次石油ショックによって、60年代の高度成長が破綻し、構造的な危機に陥り、低成長経済への移行を余儀なくされた。それとともに、それまでの軍拡経済とケインズ的福祉国家政策の矛盾が露呈し、国家財政の危機が表面化し、そこから福祉切り捨てによる「小さな政府」と増税によって財政を再建することが求められることになった。「政府の失敗」である。「戦後日本の国家独占資本主義的な保護・規制・国有は、独占保護的・反競争的・反人権的な政府の失敗」を示すものであり、「日米構造協議における政府規制緩和論……も自由放任的競争論を基礎とし、国家独占的規制の欠陥にたいする国民の批判を利用しながら、生存等平等主義的規制をも解体する点でその延長線上にある。」（本間重紀『日本における企業支配の法構造』経済法学会『日本企業の構造・行動と法』45ページ）といわれる。

それとともに、資本主義の市場経済も独占の寄生性、腐朽性によって様々な矛盾を露呈した。象徴的には日本の「経済大国化」と日本企業の海外進出にたいする、イギリス、アメリカ経済の停滞、不況、企業活動の衰退があげられよう。「市場の失敗」である。そこから独占資本主義の

再生を図るためのリストラクチャリング戦略として民活が図られなくてはならないとして、民営化、規制緩和がおし進められることになったのである。

それはまた、経済のグローバル化、ボーダーレス化と技術革新によって資本の活動領域が広がり、産業構造が大きく転換する中で、独占資本の蓄積基盤を新しく再構築するという狙いをもつものであった。そのためには減税、補助金など独占へのインセンティブの提供が積極的に行なわれた。その結果としての独占間の競争の激化は、労働者への「合理化」、搾取の強化をもたらし、競争による支配を強めることになる。だが、この規制緩和政策もイギリス、アメリカでは成功せず、その失敗からサッチャー、レーガンは退陣し、現在行き過ぎた規制緩和の弊害の除去が問題となっている。それにたいして、日本では国鉄の分割民営化によって、最強の労働組合といわれた国労の弱体化に成功し、労使協調路線に立つ「連合」の協力のもと、90年代に規制緩和が本格化しようとしているのである。

3. 規制緩和の動向

それでは規制緩和政策の柱とされている民活（民間活力）とは、どのようなことを指しているのであろうか。1985年に行革審の民間活力推進方策研究会が出した「民間活力の発揮推進のための行政改革の在り方」という文書によってみると、次のようにいわれている。すなわち、民間活力とは、民間部門の各主体に備わる本源的なエネルギーであり、私企業などの市場原理に基づく競争、創意、工夫の努力、個人や家庭の自立・自助、近隣・地域等の社会集団における互助・連帯をいうというのである。

ここでいわれていることそれ自体は、ある意味では普遍的な意義のあることであり、われわ

特集・規制緩和問題と経済民主主義

れもそのこと自体については異論をもつものではない。問題は市場原理に基づく競争ということで、独占の横暴を野放しにし、自立とか連帯という美しい言葉でもって、政府が当然行わなければならない責任、すなわち福祉など社会的弱者への配慮の切り捨てを合理化しているということなのである。

事業規制と民間活力との関係については、従来規制されていた金融、運輸、石油等エネルギー、医薬その他の分野においても、民間の自主的な活動に委ねたほうがより適切に対応できる面が増大してきているとして、公益と規制緩和による利益との比較考量を正確に行い、積極的な見直しを行うべきとしている。

ところで、公的規制については、一般に経済的規制と社会的規制という区別がなされている。経済的規制とは「自然独占や情報偏在が存在する分野において資源配分非効率の発生の防止と利用者の公平利用の確保を主な目的として、企業の参入・退出、価格、サービスの量と質、投資、財務、会計等の行動を許認可等の手段によって規制することをいう。」(植草 益『公的規制の経済学』24ページ)とされる。すなわち、自然独占に対処するものとしては公益事業などにたいする規制政策がそれであり、情報の偏在に対処するものとしては表示規制などがある。他方、「社会的規制は、労働者や消費者の安全・健康・衛生の確保、環境の安全、災害の防止等を目的として、財・サービスの質やその提供に伴う各種の活動に一定の基準を設定したり、特定行為の禁止・制限を加えたりする規制である。」(同上25ページ)とされている。

こうした中で90年10月に発足した第3次行革審は、91年7月「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第1次答申」を出したが、そこでは「国際的貢献」体制づくり(日米軍事同

盟の地球的規模への拡大)、「政治改革」推進(小選挙区制導入)という政治的目的と並んで、「豊かなくらし」の実現ということであげ、「規制緩和と民営化を進めることによって、さまざまな制度・政策を競争させ、これらを個人が自由に選択し、組み合わせることにより、多様な価値観を満足させることのできる社会をつくる」としている。つまり、豊かさへの国民の願いを逆手にとって、規制緩和と民営化を進めようとしているのであるが、そこで注目されるのは、「経済的規制については、原則として競争の産業分野の需給調整の視点からの参入規制を廃止するなど規制緩和を推進する。」と、小売業や物流業などこれまで中小企業の分野とされていたところへの大企業の参入の道を大きく開けるとともに、「社会的規制についても、社会経済情勢の変化、技術革新等に対応し合理化を進める。」としていることである。すなわち、「公的サービス・事業について、競争条件の整備により需要者の要求にあった多様なサービスの供給が可能となる分野については、民営化や民間の参入促進、民間委託を図り、民間部門の活力を積極的に活用する。公共料金についてもできる限り市場原理を反映させ、料金多様化、コスト引き下げを実現する。」というのである。こうして経済的規制はもちろん、社会的規制の領域もいまや聖域ではなくなろうとしているのである。

4. 規制緩和と経済民主主義

「第2次行革審最終答申」は公的規制の緩和を、「市場原理に基づく自由で公正な競争を促進し、民間の活力を十分に発揮させる上で不可欠」としているが、われわれも規制はできるだけ少ない方がよいと考える。わが国は諸外国から「規制国家」とみられているように、法的規制や官庁の行政指導が万能の国である。政界、官界と

財界とが癒着した密室のなかですべて物事が決められ、実行されており、経済ルールなき国ともいわれている。経済企画庁の試算によると、政府規制の網をかけられる産業分野の比重は、付加価値ベースで、1980年の53.9%から89年には40.8%にまで低下したが、まだまだ高く、省庁の許認可は89年3月末時点で10,441件になるという。したがって、現行の経済的規制の中には、官僚の権限、縄張り維持のためのものとか、業界の既得権維持のためのものも少なくなく、それらは真に国民の利益のためにあるとはいえないものである。そうした官僚的規制はないほうがよく、そうした意味では規制反対の立場に立つといえる。

だが他方、真に国民の利益になる、そのために必要な規制はとなると、現状は極めて不足しているといわざるをえない。たとえば、独占禁止法の番人ともいえる公正取引委員会の活動はきわめて低調で、アメリカからの外圧があって初めて動くという現状にある。また、証券スキャンダルで問題になった証券取引委員会もない。大蔵省の外局をつくってお茶を濁そうとしているだけである。したがって、独占の横暴やボロ儲けをチェックするという国民の利益になる必要な規制は社会的規制はいうまでもなく、経済的規制についても断固として行わなければならないと考える。これが企業の社会的公器性、公共性を実現する道となるのである。

こうしてわれわれの立場は、経済活動における政府の規制万能論でもなければ、自由競争万能論のいずれでもないのである。弱肉強食のジャングルの秩序、すなわち大企業本位の民活には反対であるが、自立と協同に基づく真の民活は必要であると考えており、官僚的規制には反対であるが、独占にたいする民主的規制は必要であると考えている。

ところで「連合」は、大企業本位の通産省の『90年代の通商産業政策ビジョン』を高く評価し、「経済的規制について抜本的な見直しを行い、不必要なもの、国民生活向上の阻害要因となっているものを緩和・廃止すると共に、社会状況の変化に対応して、国民生活を守るための社会的規制を強化・新設する」（「91～92年度政策・制度要求と提言」）としている。だが、競争激化によって労働災害や過労死が引き起こされるなど、経済的規制緩和の結果、様々な社会問題が発生するということからいえば、経済的規制と社会的規制は一体のものということができ、そのように言葉の上だけできれいに分けることはできないであろう。日米構造協議をふまえて、大店法の改正など規制緩和を進めるべきであるとするその立場は、いかに粉飾しようとも労働者、国民の利益と対立する独占大企業の高利潤と高蓄積を目指すものとなっているといわざるをえないのである。

したがって労働組合にとっては、市場と企業の自立性を前提とし、様々な企業形態間の競争、市場のメリットを生かした民主的な混合経済システム（野沢正徳他編『自立と協同の経済システム』）を展望しながら、規制緩和の否定的な直接的影響（人減らし、「合理化」、賃金抑制）に反対するとともに、国民生活擁護の民主的改革ならびに反独占規制を強化する経済と企業の民主的改革の政策をもって経済民主主義の運動を進めることが必要となるのである。

（監事・法政大学教授）

金融自由化と経済民主主義

齊藤 正

1 金融業における自由化の進展

戦後我が国の金融制度は、金利規制、業務分野規制、内外市場分断規制を中心とする規制的色彩の強いものであったが、大蔵省が1981年に金融自由化第1次措置を打ち出して以来、自由化への動きが本格的に展開されてきた。それは、80年代初頭に米国、英国、日本において相次いで成立した新保守主義を掲げる政権の下で強まった経済・社会全般にわたる自由化・規制緩和の動きによって促進され、米国による我が国の金融開放を求めた84年の「日米・円ドル委員会報告」以降、加速してきた。

こうした流れのなかで、各種の審議会において戦後の金融制度の見直しに関する委員会が設置され、いくつかの中間的報告を経たのち、昨春には金融制度調査会「新しい金融制度について」、証券取引審議会「基本問題研究会最終報告」、保険審議会総合部会「保険会社の業務範囲の在り方について」が相次いで出され、制度改革は最終局面を迎えようとしている。

自由化の背景には、行政による積極的な推進や外国からの「圧力」も無視しえない要因であるが、高度成長から低成長への移行に伴う都市銀行を中心とする巨大金融機関の収益構造の変化、収益性の低下が深くかかわっていることが重視されねばならない。まず、資金調達・運用両面において大企業の「銀行離れ」が進み、資

金運用面で大企業向け貸出という最大の蓄積基盤が揺らぐとともに、資金調達面で大企業向け貸出に伴って確保されていた低コストの大口法人預金が減少したことがある。次に、75年以降の赤字国債の大量発行の影響である。インフレ抑制という理由で日銀による買いオペが次第に制約され、都銀の国債保有が増大していったが、それは評価損、売却損というかたちで経営に重荷になっていった。そこで市中金融機関による国債の売却制限の緩和等の流動化措置がとられたが、既発債の流通市場の拡大は預金代替金融資産の発生を促し、金利自由化を促進する契機となり、預貸利鞘の縮小を招くことになった。

こうした事態に対し、都市銀行を中心とする巨大金融機関は、業務の多様化、多角化によって収益機会の強化を図ろうとする、総合金融機関化（ユニバーサルバンキング）志向を強めたのであり、そのためには業態間の「垣根」を定めた既存の金融制度が障害要因として意識されてくることになったのである。このように、金融自由化は、低成長への移行に伴う高度成長期型超過利潤取得構造の崩壊という事態に対して、蓄積基盤をいかにして再編・強化するかという都銀等の巨大銀行の動機に基づいて促進されてきたのである。

2 金融自由化のもたらした問題

1) 公共性原則からの逸脱

金融自由化の進展に伴う競争の激化は、収益至上主義的経営への傾斜を強め、金融機関の社会的役割からの著しい逸脱をもたらした。ここでは、収益性の原則とともに銀行の経営原則として求められる健全性の原則や公共性の原則の無視ないし著しい軽視がみられた。しかし、銀行は受動的業務として広く預金を受け入れており、預金者保護及び預金の安全のための配慮が信用秩序維持のための必須の要件であること、また、貸付活動が経済活動の規模と質を規定し、その回収能力を通じて預金の安全性や経営の健全性が左右されること、さらに、預金通貨の供給を通じて支払い決済システムの根幹を担っており、その円滑な機能が信用秩序維持に不可欠である、というように、業務自体が他の産業企業に比して高い公共性を有しているのであって、銀行業務の及ぼす影響は、私企業の自由裁量に委ねうる程度と範囲をはるかに超えるものであるという点が重要である。

82年4月施行の現行銀行法において、第1条の目的規定で「この法律は、銀行業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」(第1項)と規定され、免許制をはじめとする各種の規制措置が講じられているのも、こうした銀行業務の特殊的公共的性格に基づくものである。

したがって、銀行が社会的役割を担っているか否かの判断は、私企業としての収益性の追求が公共性の原則を逸脱していないかどうかという基準に照らして下されなければならない。し

かし、自由化の過程で強まった収益偏重主義は、経営モラルを著しく低下させ、株式や土地投機等の財テク融資へ傾斜させることになった。それは、たとえ収益性の高い分野であったとしても、大多数の国民にとってなんらの社会的意義をもたなかっただけでなく、株価や地価高騰によって資産格差の増大を結果したこと、銀行自らも積極的に財テク活動に乗り出していったこと、そうした反社会的行動に国民の零細な貯蓄が動員されたのであった。こうした経済の投機化がすすみ、資金配分上の歪みが大きくなるなかで、金融機関の不祥事の続発が示したように、金融の腐敗現象も顕著になった。

また、公共性原則からの逸脱は、自由化の下で増大する各種のリスク(金利変動リスク、信用＝貸し倒れリスク、流動性リスク等)の管理体制の弱体化をもたらし、経営の不健全性を招いた。とりわけ、信用リスク管理の弱体化によって、巨額の不良債権が累積しており、金融制度の安定性を大きく損なっている。

こうした公共性原則からの逸脱は、85年9月の「プラザ合意」以後の超金融緩和政策によって引き起こされた「バブル経済」の下で際立って現れたが、そうした行動の背景には自由化の下での過当競争の激化、収益至上主義経営への傾斜がある。だが、自由化促進論は、自由化の不徹底がむしろこうした問題を引き起こしたと、まったく反対の論議を展開している。その理論的基礎は、「自由競争」に基づく「効率的」資源(資金)配分が公共性を実現するという「新古典派」流の一般均衡理論であるが、それは、現代の市場を完全競争市場としてとらえていること、一般市場理論を先に挙げたような特殊公共的性格を有する金融市場にそのまま援用していること、という二重の問題性を含んでいる。ここに金融自由化の評価をめぐる最大の論点がある。

2) 寡占化の促進

次に、金融自由化は寡占化を推し進め、金融再編成を進行させている。都市銀行を中心とする巨大銀行は総合金融機関化戦略に基づき、業務範囲の拡大のための布石を着々と敷いてきた。エレクトロニクス化の進展により、金融上の技術革新が急速に進展し、規模の利益、多様化の利益が生じたためである。90年の太陽神戸と三井との合併、91年の協和と埼玉との合併という都銀同士の大型合併は、業態別子会社方式による相互参入という基本的な制度改革の方向に沿って、いかにして主導権を握り、有利な地位を占めるかという大銀行の戦略を反映している。

こうした巨大金融機関間の合併は、既得権の損失をいかに少なくし、参入のメリットをいかに大きく獲得するかという「獅子の分け前」をめぐる争いであるが、その「分け前」にあずかることのできる金融機関は一部の巨大機関に限られるのであって、一方的な参入攻勢にさらされる競争条件の劣位＝「非効率」な中小企業金融専門機関や中小証券会社はまさに存立基盤が脅かされている。

行政当局はこうした事態に対し、経営の自己責任原則を強調し、「非効率」金融機関の淘汰・再編を促進しており、信用金庫、信用組合等の下位業態を巻き込んだ合併、業務提携が急増するなかで、上位業態による下位業態の系列化が進行している。行政当局は、「非効率」金融機関の保護ではなく、その経営悪化による信用秩序の混乱を防止するためとして、「非効率」金融機関に対する規制をむしろ強めているのであるが、ここには、先に見たような公共性に基づいた経営が行われ、それを通じて信用秩序が維持されなければならない、言い換えれば、公共性から背離れた経営が信用秩序を動揺させる主因であるという認識は見られず、信用秩序の維持の問

題はもっぱら「非効率」金融機関の経営破綻にかかわる問題としてとらえられている。そこでは、すべての金融機関が同質なものとしてとらえられており、「非効率」性、すなわち競争条件の劣位が業務の対象性（たとえば中小企業向け貸出という専門性）から生じていることに対する配慮はまったく見られない。

3) 弱者への負担の転嫁

金融自由化は、利用者利便の向上という掛け声とは裏腹に、中小企業、国民生活、及び金融労働者の利益に反し、社会的弱者に対する犠牲を強めている。

まず、自由化の下で、この10年間におよそ10%業態別シェアを上昇させるほど都銀による中小企業向け貸出市場への参入攻勢が強まったが、そのことは中小企業金融問題が改善されたことを決して意味しない。都銀が参入の対象とする中小企業は一部の優良企業に限られており、零細企業はむしろ排除される傾向が強まっており、中小企業に対する選別が強まっているのである。金利面でも、預金金利の自由化の進展に伴う調達コストの上昇を貸出金利に転嫁する様々な方式が打ち出されてきたが、大企業と異なり、銀行借入以外に調達手段を持たず、交渉力に劣る中小企業は、銀行側の提示する割高な金利を受け入れざるをえない状況がでている。

次に、自由化は、小口預金者・利用者を排除する方向へ進んでいる。金利自由化による預金金利上昇のメリットが強調されてきたが、規制金利から自由金利への移行は、預け入れる立場からは、預金金利の上昇や貯蓄目的に応じた様々な貯蓄商品の開発といったメリットが認められるであろうが、今や利用者は預金者であるとともに、ローンや各種公共料金、クレジットカードの決済のために銀行口座を設けているのであり、多少の預金金利の上昇は、借入金利の上昇

や手数料の引き上げによって簡単に相殺されてしまう性格のものである。また、機械化の進展による窓口要員の削減が進み、対面サービスが有料化される等のサービスの低下も進行している。さらに、大口預金に対する金利優遇預金の導入、最低残高に満たない預金に対する決済回数の制限や口座維持手数料の導入が図られるなど、コストの「適正負担」という名目で大口預金者と小口預金者との差別的取り扱いも進んでいる。このように、自由化の下で国民に対する収奪機会が増えているのである。

金融労働者に対しては、経営環境の厳しさが強調され、経営の効率化志向が一層強まるなかで、合理化が進行している。その内容は、人員削減をはじめとして、労働強化、能力主義的労務管理の強化、職能資格給制度による賃金上昇の抑制等であるが、そうしたなかで長時間過密労働が常態化し、自殺者、過労死を生むほど肉体的・精神的健康破壊が進行している。こうした傾向は、コンピューター化の推進によって強められ、業務の多様化のなかで仕事量は逆に増大し、労働密度は極限にまで高まり、残業手当不払いのサービス残業、自宅持ち帰り「ふろしき残業」が常態化している。

3 民主的規制

1) 公共性の担保としての規制

以上述べてきた金融自由化の帰結ともいうべき問題は、いずれも、我が国より一足先に自由化を展開してきた米国において既に現れ、規制緩和 (deregulation) に対する再検討が再規制 (reregulation) への転換を含めて深刻に議論されているが、我が国ではこうした米国の教訓をまったく軽視して自由化がさらに進められようとしている。では自由化に対しては、どのような金融制度が対置されるべきであろうか。

自由化に対するアンチテーゼは規制一般の強化ではなく、先に挙げた自由化に伴う問題点を除去するための規制、すなわち民主的規制である。民主的規制の具体的内容は多岐にわたるが、大別して以下の二つの側面から考えられる。

まず、規制の必要性は、自由化の推進による収益性・効率性偏重が金融の公共性、金融機関の社会的責任との対立を深めているという点に求められる。公共性を確保するための規制という銀行業特有の性格から求められる規制である。その中心におかれるべきことは、適正な資金配分に関する規制であり、銀行に預け入れられた国民貯蓄を経済のバランスのとれた発展のために利用することを目指すものである。資金配分を金利機能の活用＝市場メカニズムにのみ委ねることは、収益性の多寡を配分基準とするものであり、資本にとっては合理的であったとしても、社会的な適正配分は保証されないことはバブル経済下の銀行行動が如実に示した。適正な資金配分の問題については、財テク融資等、反社会的な行動を助長する投融資が行われることを抑制することと同時に、米国の「地域再投資法」(地域で吸収した資金の一定割合を当該地域に投資することを義務付けた連邦法) に見られるような、より望ましい方向への資金の誘導が重要である。

公共性を確保するためには、経営の健全性の確保のための規制も重要である。そのためには、過当競争を防止するための金利その他の規制、リスクの大きい分野への参入規制、財務構成の適切な水準を確保するためのバランスシート規制等が考えられるが、これらに対する公的規制は極めて不十分であったといわざるをえない。むしろ、証券会社による損失補填の温床となった特定金銭信託の認可や、地価がピークを過ぎてからようやく実施された不動産融資の総量規

特集・規制緩和問題と経済民主主義

制等、行政自体が過当競争を助長したとのそしりを免れないところである。また、健全性を確保するためには、業務の多様化、複雑化に伴う「利益相反」をいかに防止するかが重要になってきているが、とりわけ制度改革の大きな柱である銀行業務と証券業務とを兼営する際には、利益相反を防止するルールづくりが不可欠である。

さらに、公共性を保証するためには、ディスクロージャーを徹底させ、国民の監視が行き届く体制が整備される必要がある。現行銀行法の成立過程において、銀行界の激しい抵抗にあって当初に比べ、著しく内容が薄められたという経緯が示しているように、「営業の秘密」の開示に対しては巨大金融機関による激しい抵抗が予想されるが、ディスクロージャーは経済民主主義の不可欠の前提であり、欧米に比べて我が国が大きく遅れをとっている問題である。

2) 寡占化の防止、経済力集中の防止のための規制

次に、規制の必要性は、自由化は巨大金融機関の「自由度」の増大ではあっても、中小機関や国民、金融労働者の「不自由」を増すという点に求められる。岡田与好氏が強調されるように、古典派経済学が主張した本来の「経済的自由主義」の真髄は「反独占」にあり、すぐれて民主主義的内容を有するものであったが、現代の新保守主義が主張する「新自由主義」は、「独占放任自由主義」であって、民主主義と対立傾向を深めるものである。したがって、ここにおける規制は、強者＝巨大金融機関の行動を制約することによって寡占化を防止し、民主的制度を求める弱者の利益を保護するという性格を持つ。

寡占化を防止するためには、資本の集中を強める大型合併に歯止めをかけるとともに、大口融資規制の強化、法人間の株式相互持ち合い・

人的交流の規制等、巨大金融機関の「横暴」を規制することが重要であるが、それとともに、中小企業金融専門機関や小口預金者保護の措置を積極的に取ることが重要である。特に、自由化の過程で存立基盤が揺らいでいる信用金庫や信用組合等の中小企業金融専門機関は、地域経済の発展を担う中小企業を支える重要な役割を果たしてきたし、今後も地域経済の空洞化の防止、資金の地域還元という重要な使命を果たすことが期待されているのであって、「効率性」という尺度によってはその使命の発揮が保証されるものではないのである。国民利用者についても、消費者保護の立場から同様の保護が求められている。

以上のような民主的規制を実現するためには、独禁法をはじめとする法律の厳格な運用、政治献金や天下りに見られるような政・官・財癒着構造の打破による行政の民主化、労働者の人権を守り、働きがいのある職場を実現する金融機関経営の民主化が併せて追求されなければならないことはいうまでもない。

(会員・駒沢大学教授)

公企業の民営化と経済民主主義

桜井 徹

はじめに

1979年のサッチャー政権、81年のレーガン政権、82年の中曽根政権などに代表される保守党政権下で、民営化は「世界的潮流となった」⁽¹⁾。さらに旧東ドイツ地域の人民所有企業の民営化を初め、東欧・旧ソ連でも民営化が実施されつつある。

しかし、資本主義世界に限定していえば、その開始から10年を経過した現在、民営化の問題点・反省も顧みられるようになっているのである。

本稿では、イギリス、旧西ドイツおよび日本を中心に、民営化の実際と問題点＝矛盾を指摘し、そのことが提示している論点に関わって、経済民主主義の立場から公企業のありかたを考察する上での基本的問題を述べたい。なお、時間的都合から、既発表論文と重なるところが多く、データの出所を含め、それを参照していたきたい⁽²⁾。

1. 民営化の規模と範囲－イギリス、ドイツと日本の比較－

The World Bank（世界銀行）の調査（The World Bank, Techniques of Privatization of State-Owned Enterprises, Volume I～III, Washington, 1988）によれば、1987年末時点で、民営化は、計画中のものを含めて、83

ヶ国、1400以上の民営化が、実施進行中ないしは計画中であり、うち、進行中・実施は、56%である。これを国別にみれば、ヨーロッパや後進国に多く、産業部門別に見れば、とくに製造業に顕著である。また、方法からみれば、株式の私的売却（312件）と公募（125件）および資産の売却（52件）という所有の民間への移転を伴うものが最も多く、これらと併せて、分離・分割や民間資金の導入もおこなわれる。世界銀行の調査では、さらに、経営委託（69件）やリース（44件）、経営者や従業員による買収（24件）も、民営化の方法とみなされている。

民営化をイギリス、旧西ドイツ、日本と比較すると、次のことがいえる。

まず、いずれも1980年代初頭前後に成立する保守政権の下で、とりわけ、同年代の半ばにおいて本格化するという时期的共通性を指摘する。このことは、市場競争原理の公共部門への導入や官僚的経営の弊害の打破を主張するいわゆる「小さな政府論」を理論的背景とし、財政危機の激化（＝国家財政の負担軽減）、産業・金融の国際的再編成、および保守基盤の確保を現実的背景として、各国の民営化が、程度の差はあれ、出現したという共通性をも意味している。

しかしながら、その規模と範囲をみると、この三ヶ国には大きな相違点がある。民営化対象企業数－中央政府レベルに限定－は、イギリスが最も多く（約55件）、ついで旧西ドイツ（直接

特集・規制緩和問題と経済民主主義

出資企業のみで15件)、日本(7件)という順序であるが、資産の移転に関わる金額で見ると、日本・イギリスが大きく、旧西ドイツがもっとも小さい⁽³⁾。旧西ドイツの株式売却収入は、NTT一社の株式売却収入(10兆1971億円)の10分の1にも満たない。この原因の最大のものは、イギリス(電気通信、ガス、航空、バス、水道、電力)やわが国(電気通信、鉄道、航空)では、公益事業部門が「民営化」されたのに対して、旧西ドイツでは、公益事業部門の民営化はおこなわれなかったということにある。

こうした特徴を生んだ要因の一つに、「社会的市場経済」という旧西ドイツの経済的枠組みがあるように思われる。ドイツ・マンハイム大学のアイヒホルン教授によれば、公企業とりわけインフラストラクチャー領域のそれは、社会保障および共同決定制とならんで、「社会的市場経済」の重要な構成要素の一つだからである(『東西両ドイツの経済・社会同盟』拙稿「『ドイツ統一とEC統合』に関する資料(一)」『商学集志』第60巻2・3合併号、1991年2月)。

もちろん、EC統合とドイツ統一の過程で、自由化により重点を置く考え方が支配的になるにつれて、「社会的市場経済」そのものが、変化しつつあることも注目しておかなければならない⁽⁴⁾。

いずれにしても、資本主義世界における公企業の民営化の焦点は、産業領域的にみれば、公益事業ないしは社会資本＝インフラストラクチャー部門である。

2. 民営化の根拠とその矛盾

「民営化」の第1の根拠は財政危機の回避＝国家財政の負担の軽減であった。しかし、現実の売却は、この根拠と矛盾する側面を持った。

第1に、公募の、したがって黒字企業の民営化の場合、イギリスでは、大抵の売却は、通常、

低価格で行われたのであり、「サッチャー内閣は、それが売却する資産の適正価格を確保するよりは、むしろ株式の割引をおこなうことによって、人民資本主義を促進した」(Bobb Jessop, Kevin Bonnet & Simon Bromley, Farewell to Thatcherism? Neo-Liberalism and 'New Times', New Left Review, 179) と非難されるところである⁽⁵⁾。

もちろん、わが国のNTTの株式売却のように約10兆円もの売却収入を上げるとともに、これを契機として個人株主が増加したという事例も存在する。90年2月の総選挙の際、自由民主党の政治家は、社会党が政権をとれば株価が下落すると危機感を煽ったのである。しかし、皮肉にも、自民党単独政権下での株価暴落により、以後の株式売却も延期せざるをえなくなっていることは周知のとおりである⁽⁶⁾。

第2に、赤字企業の民営化の場合、黒字企業として出発可能な経営状態を前提とするがゆえに、大幅な合理化とともに、債務免除、実質的補助金などの手厚い政府保護・優遇策が必要となる。この面でも、民営化の実際は、財政負担の軽減目標と矛盾する。

例えば、イギリスの水道民営化に際しては、毎年、物価上昇率プラス5%までの料金値上げが許容されるとともに、5百万ポンドの債務が免除され、しかも、10億ポンドの「緑の補助金」が交付されたのである。

わが国におけるこの典型は、国鉄の「分割・民営化」である。「赤字国鉄」から「黒字JR」に移行した最大の要因は、詳述するまでもなく、大幅な労働者の削減と、経営安定基金や雇用対策費をも含む長期債務の大半が国鉄清算事業団に引き継がれたことにある。事業団債務は、土地売却と株式売却のいずれも進捗しなかったことによって(バブル経済とその崩壊)、87年度首

の25.6兆円から89年度末には27.1兆円と増え、90年度末には、辛うじて26.2兆円になるにすぎなく、同事業団の債務は依然として減少の見通しが立っていないのである（拙稿「官民協調システムの新展開－80年代における民活、民営化路線の軌跡を中心に」『経済』1991年6月号）。

最後に、主としてイギリスの民営化で行われている私的売却についていえば、監査体制の不備もあって、その過程は不明朗であり、最終価格さえも公開されない場合もあり、判明した場合には資産が低く評価されている。

もう一つの矛盾は、理論的根拠に関わる点である。すなわち、民営化は、規制緩和、競争原理の導入、官僚的経営の弊害の打破排除などを掲げて登場したが、現実には不十分に終わっているのである。

まず、第1に、所有形態では、とくに公益事業の場合、政府が規制する必要から公私混合企業に結果することが多い。わが国のJRやNTTなどに代表されるような部分的民営化は世界的特徴である。しかも、イギリスなどにみられる特別株（Special Share）＝「黄金株」（'golden share'）の存在にも注目しなければならない。

第2に、規制形態について、公益事業の場合、イギリスではOFTEL（電気通信業）やOFGAS（ガス事業）などの新たな規制機関が創設されたし－民営化のParadox－、日本でも、特殊会社法に転換されたことによって、事業法規制と特殊会社法の規制の双方をうけているなど、規制が複雑になったということである。いわば、経済規制の増加が民営化の主要な不利益点として問題を投げかけているのである。

所有における部分的政府所有や黄金株の所在を考えれば、市場競争原理の拡張、官僚的経営の排除が主張されたにもかかわらず、現実には、国家の体系的な後退がみられないのである。こ

の点は、NTTやJRの場合にも妥当する。

収益主義的経営の強化の結果、規制緩和による公益事業部門の公共サービスの質が低下したことも注目しなければならない。たとえば、British Telecomでは、保守体制が軽視され、サービス水準が悪化し、また近距離通話料金の値上げも行われていると指摘されている。わが国のNTTの場合も、効率性の一面的追求に結果している（舟田 正之「電気通信事業における独占と競争－NTT分割問題を中心として」根岸哲他著『現代経済法講座9 通信・放送・情報と法』三省堂、1990年、185ページ）、JRも地方線の切り捨てや安全性の低下が問題となっているのである。

3. 経済民主主義から見た公企業のあり方

経済民主主義とは何か、さらにいえば、「自由、平等、博愛」の3つの概念の相互関連の検討を含め、民主主義とは何か、が論じられるべきであるが、さしあたり、次の点を確認しておきたい。

経済民主主義を、目標としての経済民主主義と、手段・方法としてのそれに分ける（大橋昭一「経済民主主義と経営参加の基本的諸問題」大橋昭一・長砂実編著『経済民主主義と経営参加』ミネルヴァ書房、3ページ）と、前者は、公企業との関連では、豊かな社会と関連した公共性の確保の問題であり、後者は、経営・管理の民主化の問題である。公共性は、資本的公共性と市民的公共性の二重において使用されるが、経済民主主義の目標としてのそれは、後者であり、それは、基本的人権の保証を内容とする⁽⁷⁾。

こうした視点に立ちつつ、上述の民営化の実験が提起している論点を踏まえて、あるべき公企業を考える上で必要な論点として、次の2点

特集・規制緩和問題と経済民主主義

を指摘したい。

第1は、公企業の提供すべき任務としてのインフラストラクチャ（社会資本）の充実の問題である。

インフラストラクチャは、基本的人権を保証する基盤的役割を果たすものである。たとえば、近代経済学者の宇沢弘文氏は、市民的権利を保証するものとして社会的共通資本概念を提示し、それは、公的に供給されるべきであり、市場メカニズムによって左右されるべきではないとする見解を展開されている（同氏『経済動学の経済理論』東京大学出版会、1986年）。

もちろん、多くのインフラストラクチャの場合、資本的公共性をも保証する側面や、鉄道や、電気通信（NTT）のように、インフラと運営が一体的である場合、個別利益に還元してもよいサービスの側面——いずれも市場メカニズムによる評価が有効である側面——も持っているものであり、したがって、そこでは、この基本的人権の保証と市場経済の関連をどのように関連させるべきかという問題が生じている。

ヨーロッパにおける国鉄改革に際して採用されている区分経営は、事業領域を公共負担であるインフラ部分と公共サービス部分、市場メカニズムによる自立経済分野に区分する方法であり、それは、形式としては、一つの代替案であろう（拙稿「ヨーロッパの鉄道政策と国鉄の『分割・民営化』」『労働総研 クォーターリー』創刊号、1990年12月）。

第2の問題点は、経営のあり方である。民営化は、一つの積極的な側面を持っていたとすれば官僚的な経営や政財官癒着の批判を掲げて登場してきたということにある。

たしかに、官僚的経営が改善される側面もあることも事実である。しかし、既にのべたように、現実には、収益主義的側面が濃厚であり、

そこでは、負担能力のあるものの要求しか反映されないのである。さらにいえば、政府規制も依然として強力であり、JRの整備新幹線問題にみられるように、政財官癒着の危険も依然として存在する。

「労働者が企業内の基本的な決定への参加に向けて前進すること、あるいは、さらにすすんで、決定権の掌握に接近すること」が「完全な自由と民主主義」への一歩であるという野沢正徳氏の見解は（同氏ほか編『自立と協同の経済システム』、大月書店、1991年、31ページ）、とりわけ従業員や株主に比較して「経営者支配」が強力であるという、わが国の株式会社の特質（特殊会社化されたJRやNTTも含まれる）を考慮するならば、極めて重要である。同時に、公企業の場合、消費者や住民の代表の参加も不可欠であろう。そのことを通じて、官僚的経営と収益主義的経営の双方がのりこえられるのではないだろうか。

(1) 1992年1月3日号の『The Economist』は、30年後には公益事業や社会サービスはもちろんのこと、政治の世界も民営化されるという、「民営化の未来の物語—1992—2022」と題する記事を掲載している。

(2) 拙稿「『民営化』問題と公企業」立山学・特殊法人労連編『民活の検証—特殊法人現場からの提言』労働旬報社、1991年3月、同「国際的視野から見た民営化問題」『公務共闘資料集』No.5、1991年2月、同「資本主義世界の民営化の実際と問題点」『社会主義経営学会研究年報』第16号、1991年。

(3) イギリスの場合（私的売却分は除く）、1979年度から88年度の10ケ年で、24,104百万£（1£=250円とすると、約6兆260億円）、日本（日

本航空を除く)の場合、86年度から88年度の3年間で、10兆2,396億円、旧西ドイツの場合、84年度から89年度の6年間で、9,240百万DM(1DM=80円とすると。約7,390億円)である。

(4) 経済週刊誌 Wirtschaftswochen 1990年12月14日号によれば、Waigel 大蔵大臣は、ドイツ統一事業に必要な資金捻出のために、Deutsche Bundespost Telekom, Deutsche Lufthansa など9社を民営化の候補に上げているし、91年12月、連邦鉄道政府委員会は、その最終報告書においてドイツ連邦鉄道とドイツ・ライヒスバーンの統合・株式会社化(全額政府出資)を含む鉄道改革案を提示した(Deutsche Verkehrszeitung, 21. Dezember 1991)。

(5) 詳細は、中村太和『現代イギリス公企業論—国有化と民営化の対抗—』白桃書房、1991年、第5章を参照

(6) 総合研究開発機構『NIRA 研究叢書 公社・公団等の民営化の研究』1990年は、郵便貯金、日本道路公団、国立病院・療養所の民営化を提案し、とくに、郵貯、住・都公団、JR 本州3社の株価時価総額を54兆円と推計し、公社・公団の民営化の最大の意義の一つを、国債残高の軽減に求めているが、バブル経済の崩壊とともに、この論拠は成立しなくなっている。

(7) 室井 力氏は、「人権尊重主義は、公共性の実体的価値的側面を意味する」とのべられている(『国家の公共性とその法的基準』室井力ほか編『現代国家の公共性分析』日本評論社、1990年、11ページ)。また、公共性と民主主義の関連についての興味深い論点を提出しているものに、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』(青木書店、1991年)がある。

(理事・日本大学教授)

報告集

「日本的労使関係」と労働組合の権利

A5判136頁 頒価1,000円

昨年11月に全労連が主催した国際シンポジウムの報告・記録集

- 「企業中心社会」「効率第一主義」にたいする国際的な批判
- 「人間らしく働き、人間らしく生きるために」は独占の横暴にたいする反撃のよびかけであるとともに、各国の労働者、労働組合の共同の課題を追求するものである

申し込みは全労連国際局(☎03-5472-5841)まで

規制緩和と独占禁止法

本元 錦哉

はじめに

日米間の経済摩擦の激化に伴って、日本市場の閉鎖性がアメリカから強く批判され、そこでは、様々な政府規制および企業のカルテル体質や流通戦略、あるいは日本固有の流通慣行、取引慣行によって生じている流通段階の閉鎖性、不透明性が問題とされている。日米構造問題協議では、日本経済の基本的な構造に根ざした貿易障壁、構造障壁、日本市場の閉鎖性の除去が、中心的な論点の一つとされていた。そこでは、企業の流通戦略や流通慣行を、自由貿易原則の基本的な前提である競争原理、市場メカニズムの尊重の観点から抜本的にみなおすことが必要であるとされていたのである。さらに、日本市場の閉鎖性の源泉となっている国内での競争制限的な企業行動あるいは取引慣行を、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下で独禁法という)の厳正かつ機動的な運用によって是正することが強く求められている。

もとより、カルテルによる価格引き上げをはじめ、入札談合、不当な取引拒絶および再販売価格維持行為といった本来、独禁法に違反する行為が、わが国では珍しくない状況にある。1991年に、証券会社の損失補てんという利益供与が業界ぐるみで行われ、独禁法違反が問題とされたことも見落とせない。

このような状況のもとで、国内外から競争秩

序政策の強化、独禁法の厳正な運用などが強く求められている。競争原理が資本主義社会の基本的な前提であり、普遍的な原理であることを考慮すれば、競争秩序を維持するための「間接規制」の強化は当然の要請であるように思われる。

一方において、「小さな政府」と民間経済の活性化の実現を目指し、世界的に民営化、自由化の動きが生じたが、わが国でも、臨調、行革審等を通じて規制緩和が推進されてきた。競争促進のための自由化の中では、政府規制の緩和・撤廃が重要な政策手段として扱えられたからである。

このように、競争を促進するために、一方において競争秩序政策(「間接規制」)の強化が行われているのに対して、他方において政府規制(「直接規制」)の緩和が推進されているのである。そこで、小稿では、競争秩序政策の強化と政府規制の緩和を素材にして、独禁法の構造・機能および限界について問題点を要約しておきたい。なお、「規制緩和と独占禁止法」に関する本格的な検討は、後日におこなう予定である。

1. 独禁法の意義と構造

資本主義経済体制では、競争秩序を確保することが基本的な課題となっており、それは、競争秩序の確保によって「自由」な経済活動と「公正」な経済活動を保障することができると考えられているからである。自由かつ公正な経済活

動を期待しうるためには、取引当事者間に「対等」な地位と公正な取引を確保することが前提条件であるといえよう。

ところで、競争秩序政策には、競争が有効に機能することをつうじて、資源の最適配分と経済効率の達成をはかるとともに、私的な経済力の濫用を抑止する役割がある。独禁法は、競争秩序政策を実現する法律であり、経済政策諸立法の基本となるものである。独禁法は、競争制限的な面を排除し、その形成を阻止するとともに、公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止することによって、「公正かつ自由な競争秩序」を維持することを目的としている。

さらに、独禁法は、「公正かつ自由な競争を促進する」ことによって、「一般消費者の利益」と「国民経済の民主的な発展」とをはかろうとしている。そこには、一般消費者の利益となる経済政策こそが、民主主義の原則に合致し、公共の福祉を実現するものであるという考え方が示されている。このように、独禁法が、競争秩序の維持によって達成せられるべき究極的な目的として、経済の「民主性」を明らかにしていることも看過できない。また、独禁法は、市民法原理による形式的な自由、平等が生みだした実質的な不自由、不平等を排除する目的を有する点において、社会法的性格を有するものである。

ところで、経済民主主義を達成するためには、経済社会において現実にみられる多種多様な支配従属関係の実態に着目して、大企業の経済力（市場支配力ともいう）を規制しなければならない。基本的には、経済社会を構成する法主体のすべての人間が主体的、自主的、合理的に自由な経済活動を営みうる秩序を形成することが必要である。そのためには、経済社会を構成する法主体のすべてに経済的基本権を法的かつ現実に保障することが前提にならう。経済的基本権

は、丹宗暁信教授が指摘しているように、広義では、人が人間らしく生活していくために必要な経済活動（生産、消費を含む）を営むうえでの基本的権利をいい、狭義では、正常な経済活動を営む権利として把えることができる（丹宗「経済法—狭義の社会権的経済基本権への位置づけ—ジュリスト増刊・基礎法学シリーズII257頁以下参照）。

したがって、現代の経済社会にみられる独占の支配に対して有効な規制が必要である。そこで、独禁法は、現代の資本主義経済における「経済力の偏在に着目し、それが経済的民主主義を脅かす場合を自由かつ公正な競争秩序に対する侵害行為の規制」（木元他『経済法』横川執筆部分103～4頁）というかたちで把えているのである。独禁法は、自由かつ公正な競争秩序を確保するために、市場構造や事業者の行為を規制している。まず(1)経済力の集中体が市場を支配する場合には私的独占（3条前段）または不当な取引制限（3条後段）として禁止しており、(2)個別的な競争関係または取引関係において経済力を不当に利用することによって個別的な抑圧行為が行われる場合には不公正な取引方法（19条）として規制を加えている。さらに、独禁法は、株式取得、役員兼任、企業合併などの企業結合に対する規制を行っている。1977年の独禁法改正では、そのほかに独占・寡占対策として、独占的状态に対する競争回復措置（8条の4）、同調的価格行動に対する措置（18条の2）などが新たに設けられた。

ところで、競争秩序を回復するだけでは、好ましい経済成果を期待できないばかりでなく、消費者の利益を確保できない分野も現実に存在している。この場合には、市場原理によるのではなく、他の政策によって、好ましい経済成果と消費者の利益を確保することが必要である。

特集・規制緩和問題と経済民主主義

こうして、独禁法は、一定の分野において独占を認め、市場原理にかわる政府の規制によって、好ましい経済成果を実現しようとする制度を用意している（21条以下参照）。

そこで、現代の経済社会では、真の競争秩序政策は、全政策体系の中でどのような地位を占めるのかを明らかにし、またその限界を正しく認識することが大切である。あるべき政策は、競争秩序政策とそれを支える財政金融政策とを基本としながら、さらに社会的公正を実現するための政策などによって体系化できるように思われる。独禁法は、経済政策諸立法の基本となるものであるから、他の経済政策立法を考える場合には、独禁法との整合性を考慮しながら、独禁法を補完するものとして、または独禁法で実現できない社会的公正をはかるものとして経済規制立法を性格づけて整理していくのが妥当であろう。

もとより、資本主義経済体制のもとでは、行政府の直接規制は、極力さけるべきであって、緊急避難的な場合で必要最小限にとどめるのが原則である。「市場原理」によって、資源の適正配分、公平な分配を期待できない場合には、行政府の直接の権力規制が必要な最小限の範囲において認められるべきであろう。このように例外的に直接権力規制が認められる場合には、国民生活の安全と安定を確保するためのものであって、しかも民主的規制が確保されていることが必要である。さらに規制の明確化、透明化を図ると同時に規制の民主性と公平さを確保しておくことが必須条件であるといえるであろう。

2. 「間接規制」の強化と消費者の利益

現代の経済社会では、巨大企業は企業集団、企業系列化の進展を背景に、巨大な資本の総合力をもっている。巨大企業は、情報化の進展と

ともに、経済力を背景に網の目のような支配体制を形成するようになり、日本経済全般と国民生活に重要な影響を及ぼす存在となっている。また、今日では、いくつかの産業分野においては、人為的操作ができる産業構造になっており、人為的な売り市場を形成していることも見落とすことができない。従来の独禁法は、企業集団、企業系列化および系列取引に対して、それを阻止する力をもたず、無力であったといえよう。それは、独禁法の構造上の問題によるだけではなく、公正取引委員会によって法の運用が歪められてきたことにも起因する。

もとより、現代の経済社会では、できるかぎり、市場機構の自動調節機能を生かすことによって、(1)選択の自由、(2)対等な地位にもとづく交渉力を確保しようとする仕組みをとっている。競争秩序の維持は、わが国の経済社会における不当な支配力の形成を阻止し、国民生活を擁護するために必要である。しかも、これは、経済社会の民主性を守るための最小限の要請をみたすものである。所有の自由と契約の自由が制度上保障されている資本主義経済では、競争秩序の確保が経済民主主義を維持するための最低の条件である。

基本的には、経済社会を構成している法的主体のすべてに経済活動の自由を現実確保する競争秩序が確立されなければならないのである。したがって、今日では、わが国の経済実態を正しく認識したうえでの有効な競争秩序政策が必要である。

そこで、公正取引委員会は、国内外からの競争秩序政策の強化を求める意見を受けとめて、独禁法の改正および同法の運用のみなおしを検討している。

まず、公正取引委員会は、独禁法の射程内の問題に対して同法を厳正に運用するために、違

反事件の審査体制を拡充したほか、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案などについて、積極的に刑事罰の適用を求めていく方針を明らかにしている。さらに公正取引委員会は、独禁法違反行為で損害を受けた消費者等が違反企業に対して提起する損害賠償請求訴訟を支援することを公表している。これまで被害者による立証や損害額の算定が難しく、原告が勝訴した事例がなかったことを考えれば、公正取引委員会の今回の方針は、違反行為の抑止措置としての損害賠償制度の機能を高めるものとして評価できるように思われる。

つぎに、公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」をまとめている。このガイドラインのねらいは、わが国の流通・取引慣行について独禁法上の考え方を具体的に明らかにすることによって、事業者および事業者団体の独禁法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てようとするところにある。なお、公正取引委員会は、今後、ガイドラインに示した考え方にしたがって、独禁法を厳正に運用していく方針を明らかにしている。そのほか、公正取引委員会は、医薬品、化粧品、コンパクトディスクの再販売価格維持制度を廃止する方針を固めている。このように、独禁法の射程内の問題に対しては、公正取引委員会は、法運用の透明性の確保を図りながら、独禁法を厳正に運用するようになってきたのである。

ところで、1991年に独禁法が一部改正されて、カルテルに対する抑止力を高めるために、課徴金の水準が対象売上高の6%まで引き上げられた(7条の2第1項参照)。さらに、公正取引委員会は、独禁法違反行為に対する抑止力を高めるために、法人の刑事罰を自然人より重くする方向で検討している。

いずれにしても、今日では、消費者の利益を

確保するとともに、国際的に開かれた市場の下でわが国経済の健全な発展をはかるために、競争秩序政策の強化が重要な課題になっている。しかも、消費者の利益を重視した政策の立案と具体化とが、国内外から強く要請されていることにも留意しなければならない。

もとより、企業が健全に発展するためには、競争秩序を維持するとともに、公正な取引を確保することや、消費者の権利、利益を重視する積極的な経営、企業活動が不可欠であることはいうまでもない。

3. 「直接規制」の緩和と運動の課題

すでに指摘したように、資本主義経済体制のもとでは、行政府の直接規制は、極力さけるべきであって、緊急避難的な場合で必要最小限にとどめるのが原則である。「市場原理」によって、資源の適正配分、公平な分配を期待できない場合には、行政府の直接の権力規制が必要な最小限の範囲内において認められるものである。いきすぎた政府規制は、経済の効率性に反するばかりではなく、資源の適正配分、公平な分配を歪めるからである。

確かに、政府規制の緩和が必要である分野も存在している。政府規制のみなおしが行われる場合には、経済の効率性のみを重視するのではなく、社会的公正、公平な配分などを考慮することが必要である。「資本の論理」を背景に、独占が支配し、権力をにぎっている今日では、環境保全、安全性の確保のみならず経済的弱者の経済的基本権を保障するための抜本的な対策を立案することが要請されているからである。

「経済的効率性」を協調する「無原則」な政府規制の緩和は、公正な取引と公正な社会の維持を求めている国民の期待に反することにもなりかねないことも念頭においておく必要がある。

特集・規制緩和問題と経済民主主義

調和のとれた公正な取引と公正な社会を構築するためには、「競争」と「規制」の整合性を保つことが必要不可欠であろう。しかも、独禁法とそれを補完するための規制諸立法のありかたについては、国民の合意形成を背景に、国民の意思決定による選択にゆだねられるべきものである。

独禁法の問題（経済的弱者の人権保障理念）を経済社会において具体的に根づかせるためには、独占の支配下におかれている経済的弱者の

運動が不可欠であることもいうまでもない。経済的基本権が現実根づき、しかも経済的弱者の「生存」と質の高い「生活」を確保するためには、経済的弱者の運動を背景に、労働組合および各種の協同組合の民主化、運動の活性化が不可欠であるとともに、独占体の経済力の濫用を排除するための各種の組合間の連帯または連携を強めることが望まれる。

（明治大学教授）

バックナンバーの紹介（各1000円、送料210円）

- ・ 創刊号（1991年冬季号）
労働問題研究の今日的課題 戸木田嘉久
てい談 激動する世界と日本経済の動向
- ・ 第2号（1991年春季号）
国際政治経済の動向と日本の位置 米田康彦
特集 現代日本の生活と労働者
- ・ 第3号（1991年夏季号）
戦費提出と国民の負担増 安藤 実
特集 女性労働と今日の政策課題
- ・ 第4号（1991年秋季号）
東アジア経済と労働問題 大谷 巖
特集 労働時間問題と日本の労働者
- ・ 第5号（1992年冬季号）
EC 統合と日本経済 佐々木建
特集 高齢者生活保障の現代的課題

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉他。

バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、品物と、請求書、振替用紙を送付します。

労働市場と規制緩和問題

斎藤 力

「自然に発生」(?)した多様化

「新時代の経済・社会と労使関係を求めて」と題する今年の日経連・労働問題研究委員会報告では、「最近の企業は、正規従業員のほかに、再雇用者、パートタイマー、出向者、派遣労働者、アルバイトなど雇用形態の多様化が進んでいる。これは、労働力の需要側と供給側のニーズが相互に噛み合って自然に発生したものである」と述べている。こうした論調は、企業サイドからだけではなく、行政、マスコミ、一部学者・研究者などからもさかんに流布されており、就業者のニーズの多様化や、今後予想される「労働力不足時代」に対応して雇用形態や就業形態の多様化はいつそう促進すべきものとされている。

しかし、雇用形態や就業形態の多様化は、決して「自然に発生した」ものではなく、基本的には、いつでもどこでも資本の要請にこたえられる労働力の確保（労働力のジャスト・イン・タイム化）を容易にし、相対的に賃金の高い正規労働者をより安価な非正規労働者に置き換えることによって人件費の「固定費」部分をできるだけ減らし、コスト削減を図ろうという資本のねらいから発したものである。

NIRA 研究叢書『産業労働のフレキシブル化と雇用展望』（雇用開発センター、1989年3月）では、今後予想される「雇用構造のフレキシブル化」として、①雇用形態の多様化、②人材流

動化、③人件費に占める変動費の増大（固定費の通減）、④就業形態の弾力化（フレックス勤務や短時間就労、交替制勤務の拡大）をあげているが、そうしたものの背景にあるのは政府・独占の基本戦略である「経済構造調整」政策や大企業を中心としたリストラクチャリング（事業再構築）であり、資本蓄積にとって不可欠な搾取材料をより効率的に確保するためにとられたのが、労働市場にかかわる規制緩和策であった。

資本の意向に沿った規制緩和

自らの労働力を売って収入を得る以外に生活を維持する手段を持たない労働者が、労働市場で資本と対等な立場に立ち、資本の一方的な支配を排除するためには社会的な規制が不可欠である。わが国では、職業安定法や労働基準法などで、その内容が具体化されてきた。

しかし、1980年代に入ると、「戦後政治の総決算」を唱える自民党政府のもとで、84年の雇用保険法改悪を皮切りに、86年には労働者派遣法の施行、男女雇用機会均等法の施行と労働基準法の女子保護規定の緩和、そして87年の労働基準法改悪など、大規模な労働法制の改悪・改編が強行された。

「労働攻勢から労働省攻勢へ」というタイトルが目された86年の日経連労問研報告が、「経済の活性化は規制緩和（ディレギュレーション）を原点とするという世界の潮流を無視するわけ

特集・規制緩和問題と経済民主主義

にもいかならないのではないか。すべての問題を労使の自主解決ではなくて、法の規制にゆだねるという態度は、わが国経済の活性化にマイナス効果しかもたらさない」と断じ、企業活動を制約する法的規制の緩和を主張したのは、こうした一連の労働法制改編のさなかのことであった。

なかでも、労働者派遣法の制定は、職業安定法が原則的に禁止していた労働者供給事業に対する規制を緩和することによって、事実上の労働者供給事業である労働者派遣事業や、求人情報誌、「アウトプレースメント」（再就職援助）など民間の労働力需給調整システムに大きく道を開くことになった。

これは同時に、職業安定法第32条で定められた有料職業紹介事業や、労働組合による無料の労働者供給事業（同第45条）など、一部の例外を除いては、職業紹介は国の機関である公共職業安定所が行う（そのことによって、労働者の適職選択権を担保する）という職業安定行政の根幹に風穴を開けることとなったのである。

労働者派遣法案の国会上程（85年3月）の前年84年10月に、経済同友会は「ME化の積極的推進と労使関係——“中間労働市場”の提案——」を発表したが、ここでは「ME化という急激な環境変化の中で、これまでの産業・企業の枠組みに固執すれば、従来通りのダイナミックな構造変化、産業転換が期待しうるかどうか疑問である」として、「新しい環境に適した新しい“条件整備”」の必要性を協調している。この「新しい“条件整備”」が「中間労働市場」であり、中でももっとも重要なのは、「ME化に限らず、構造不況や景気変動によって余剰となった人々を、当該企業に所属させたまま一時的に預かり他企業に供給する、いわゆる応援体制の『人材仲介組織』」だとしている。

つまり、資本にとって「余剰」となった労働

力を、失業という顕在的な形をとることなく、企業内や企業グループにとどまらず、企業や業種をこえて大規模に流動化させようというのがそのねらいであった。

労働者派遣法は、まさにこうした資本の意向を受けて制定されたものであり、さらに、業種・企業の枠をこえて労働力の流動化を本格的に組織化し、企業の「雇用調整」＝出向を円滑にすすめるために87年3月に設立されたのが、財団法人「産業雇用安定センター」であった。

また、8時間労働制の根本を掘り崩し、大幅な労働時間の「弾力化」を導入した労働基準法の改悪は、雇用形態の多様化を促進することにより、労働市場に大きな影響をもたらすこととなった。

労働時間の「弾力化」では、1ヵ月、3ヵ月、1週間単位の変形労働時間制、それにフレックスタイム制が導入されたが、これによって、1日あたりの労働時間は、1日の生活サイクルの正常な維持を不可能とするまで延長されたり、不規則化することとなった。そして、こうした長時間労働や不規則勤務に耐えられず就業が困難・不可能となった正規労働者（とくに中高年労働者や家庭をもつ女性労働者）の排除と不安定就業者による代替＝雇用の「弾力化」が促進されることになったのである。（木元進一郎『日本の労務管理』の系譜と展望、木元編著『激動期の日本労務管理』高速印刷出版事業部、1991年10月、23-24頁）

一面的な「ニーズの多様化」

以上では、今日の雇用形態や就業形態の多様化は、決して自然発生的なものではなく、基本的には資本の労務管理の再編・強化と、それに応じてすすめられてきた労働市場の規制緩和政策によってもたらされたものである、というこ

とをみてきた。

しかし、それにしても、正規労働者のそれを大幅に上回る派遣労働やパートタイム労働者などの増加率の背景には、やはり労働力の需要側だけでなく、供給側のニーズの多様化があって、それが雇用形態や就業形態の多様化をもたらすもう一つの要因となっているのではないのかとか、非正規労働者をひっくるめて不安定就業労働者とはいえないのではないか、という主張もある。この問題を考えるには、ニーズの多様化をどうみるかという点を欠かすことはできない。

平成元年版『労働白書』は、女子パートタイム労働者の92.9%は自発的にパートタイムという就業形態を選んでいるとの労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(1987年)を引いて、「パートタイム労働者の大多数は自発的に選択したものといえる」と述べている。

たしかに、調査結果にもあらわれているように、派遣労働やパートタイム労働を自主的に選んでいる労働者は多いし、そうした労働者は必ずしも正規労働者への転換を希望しているとは限らない。しかし、賃金をはじめとする労働条件面での正規労働者との格差は歴然としているし、雇用に対する不安感は大きい。上記の調査では、雇用不安を「よく感じる」「時々感じる」の合計は、非正規労働者計で50%をこえており、派遣労働者は64.4%、比較的低いパートタイム労働者でも47.0% (男女計) となっている。

パートタイム労働者や派遣労働者が、現在の雇用形態を選んだ理由は、自分の都合のいい時間に働けること、勤務時間や日数を短くしたいこと、通勤時間の短いこと、などがあげられる。これらはとくに、パートタイム労働者の場合は育児や家事など家庭責任との関係が切り離せないし、何よりも労働者全体の長時間労働、長時間通勤などが大きな要因になっているものと思わ

れる。

重要なことは、本人の意思とは無関係に派遣や出向などの形態を強要されるケースが少なくないことである。たとえば、「余剰労働者」として企業から排除された中高年労働者が、別会社に雇用されて元の会社に派遣(出向)させられ、以前と全く同じ仕事をしているとか、ある部門が丸ごと別会社化されるなどの例がある。また、金融機関などに代表されるように、労働者派遣法成立の前後から人材派遣会社の設立が相次ぎ、派遣労働者やパートタイム労働者として働く女性労働者が急増したというケースもある。さらに、労働者派遣法にさえ明確に違反する「二重派遣」、「三重派遣」など、労働者に対する権利侵害が後を絶たない。('二重派遣'問題については、加藤佑治「労働の“フレキシビリティ”化とわが国の派遣労働」、三輪芳郎編『現代日本の産業構造』青木書店、1991年10月)

「就業ニーズの多様化」というが、企業は、一方で正規労働者を排除、あるいはそこへの入口をきびしく規制しながら、もう一方では雇用の調整弁として非正規労働者を大量に雇用している。とくに、中高年労働者や結婚・出産後の女性の正規労働者への道は依然として狭く、こうした現実を抜きに語る「多様化」論はきわめて一面的であるというべきだろう。

規制緩和のもとですすむ職安行政の変質

労働市場の規制緩和は、民間委託や企業寄りの業務運営への傾斜など、職業安定行政の変質をもたらしめている。(職業安定法と職安行政の変質については、松林和夫『労働権と雇用保障法』日本評論社、1991年6月、第1章を参照)

そのうちでも顕著なのは、さまざまな公益法人の設立とそこへの業務の委託である。労働大臣所有の公益法人は、1988年度で202法人である

特集・規制緩和問題と経済民主主義

が、そのうちの多くは80年代後半に設立されている。そして、公益法人への業務委託により、労働条件に対する指導やチェック機能の後退・低下、本来は行政機関で対応すべき業務の他機関へのたらい回しや、無料であるべきサービスの有料化などという状況を生み出し、職安行政の機能低下をも招いている。(全労働省労働組合職安業務専門委員会「職安行政の『民間活性化』批判と進むべき道」〈案〉89年7月)

労働省は現在、「21世紀を展望した」職安行政をめざすとして「業務改善」を提起し、91年度には10都道府県で試行を行っている。この「業務改善」がもつ問題点は多岐にわたるが、求職者サービスより求人者サービスに重点をおき、公共職業安定所の職業相談・紹介機能を低下させる一方で、労働力確保機能の強化を図ろうとしていることは、その一つである。

職業安定法は、産業に必要な労働力を充足することを一つの目的としているが、同時に「職業安定法は戦時中の統制法規とは異り所論のように産業上の労働力充足のためにその需要供給の調整を図ることだけを目的とするものではない。各人にその能力に応じて妥当な条件の下に適職に就く機会を与え、職業の安定を図ることを大きな目的とする」(最高裁1950.6.21)との判例にあるように、適切な職業紹介を無料で行うことを原則として定めている。

職安行政の労働力確保機関への傾斜は、一方の目的だけを優先させ、資本から求められる労働力をいかに迅速に確保するかということに比重をおこうとするものであり、職安行政の性格を変質させるものであるといわなければならない。

さらに最近の特徴の一つは、職業安定機関の「複線化」(専門店化)がすすみつつあることである。パートタイム労働を対象とする「パート

バンク」のほかに、91年度には潜在的女子労働力の労働市場への参入促進を目的に「レディス・ハローワーク」(女性専用職安)が設置された。また、「ヤング・ハローワーク」の設置も予定され、労働省は「介護職安」や「高齢者職安」などの構想も示している。

雇用形態・就業形態の多様化とともに、「複線化」指向は強まるものと思われるが、問題は、こうした傾向が労働者の雇用の安定、労働条件の向上に寄与するのかということである。これについては独自の検討が必要だと思うが、これまでの経緯を見ると、労働条件の分断化・低位な労働条件の固定化につながるのではないかと懸念をもたざるをえない。

経営者側はいっそうの規制緩和を主張

最近、政府や経営者団体から、さかんに「労働力の尊重」とか、「ゆとりと豊かさ」などという言葉が聞かれる。たとえば、労働省職業安定局編『労働力不足時代への対応』(大蔵省印刷局、1991年4月)では、「今後は労働力が貴重となることから、質が高く個々の労働者の就業ニーズに合った雇用機会の確保を図ることが重要である」(82頁)といった方向が示されている。

わが国の「企業社会」に対する批判への対応から、政府や経営者団体なども「労働力の尊重」や「ゆとりと豊かさ」などを言わざるをえなくなっている側面は正しく評価する必要がある。しかし、「労働力尊重の時代」とはいつても、そのために不可欠な労働者保護はどうなるのかについて、抽象的には述べられても、具体的な方向は見えてこない。それよりも、「労働力不足」のなかで、いかにして企業にとって必要な労働力を確保するかに最大の重点がおかれているのではないか、と思わざるをえない。つまり、生身の人間としての「労働者の尊重」の観点が見

えてこないのである。

そのことを端的に表したのが、日経連が91年9月に発表した「ゆとり・豊かさの実現と労働力・雇用問題への対応」と銘打った「労働力・雇用問題研究プロジェクト」の中間報告である。そこでは、「労働力は、今後その供給がきわめて制約されようとしており、現行の労働立法の規定が労働力の有効な活用に支障となっている面があることは否定できない」として、労働力の効率的な活用をすすめるためには現行の労働立法のいっそうの見直し＝規制緩和が必要であると主張している。

たとえば、「労働市場法制の見直し」の項では、①民間による需給調整システムの機能を強化するよう制度的な整備を図る、②有料職業紹介事業の許可対象職種および労働者派遣事業の適用対象業務の拡大、をあげている。

「労働時間法制の見直し」の項では、3ヵ月の変形労働時間制や1週間の変形労働時間制およびフレックスタイム制については、「法律上の制約」(!)があって予想されたほど利用されていないとして、労働時間制度のいっそうの弾力的な運用のために現行制度の見直しを提起しているし、時間外労働、休日・深夜労働など、女性に関する規制の緩和の検討も打ち出している。また、「労働契約法制の見直し」では、解雇規制の緩和などを打ち出している。

以上みてきたように、労働市場の規制緩和をめぐる動きは落ち着くどころか、「労働力不足」下での労働力の最大限の効率的活用をめざして新たな動きさえ見せようとしている。

冒頭でも述べたように、わが国ではいま「多様化」がもてはやされ、労働立法による規制はその障害になっている、との主張が目立っている。それは同時に、法的規制の強化は労使自治

に逆行する「時代遅れ」のものだという議論ともなっており、あらわれている。

しかし、本人の意向を無視した出向や派遣の強要、過労死の増大、さらにはこうした問題に対するビッグ・ユニオン主導の「連合」の規制力の欠如等々を考えると、労働立法による最低基準の確保の意義は弱まるどころか、ますます大きくなっている。たとえば、派遣労働者やパートタイム労働者については、派遣期間や就業時間の違いによるもののほかは、賃金や労働条件、福利厚生などの差別を禁止する措置は早急に行うべきものであるし、欧米諸国の例をみてもわかるように、それは労働者にとってきわめて当然の要求なのである。

(全労働省労働組合書記)



「企業中心社会」に国際的な批判

——全労連「日本的労使関係」シンポジウム——

加藤 益雄

全労連は結成2周年をむかえた直後の昨年11月26～27日、東京・アルカディア市ヶ谷で、「日本的労使関係と労働組合の権利」をテーマに、はじめての国際労働組合シンポジウムを開催した。海外からは、オーストラリア（建築産業労働組合=BWIU）、カナダ（全国労働組合総連合=CSN）、フランス（労働総同盟=CGT）、マレーシア（公共公務員労働組合会議=CUE-PACS）、フィリピン（全国労働組合連盟=NATU）、スペイン（労働者委員会総連合=CC.OO.）、アメリカ（全米電機・ラジオ・機械労働組合=UE、および労働調査研究所=LRA）の7ヵ国15人、国内からは全労連と参加単産・地方組織、友好組合の代表、労働総研などの学者・研究者、マスコミ関係者など139人が参加した。

本稿では、たたかう労働組合の国際連帯と交流の今後の前進方向についての論議がさらに活発にすすめられることを願って、また、国際シンポジウムの準備と開催に直接かかわった一人として、このシンポジウムの意義と特徴を明らかにしたい。

内外の労働者にタイムリーなテーマ

第1は、この全労連シンポがかかげた「日本的労使関係」のテーマがたいへんタイムリーなものであったということである。これはたんに

国内的にそうであるばかりでなく、国際的にも今日労働者と労働組合が直面している状況と課題にマッチしたものであった。

全労連が昨年夏の定期大会直後、各国の労働組合組織にたいしてこのシンポジウムへの参加をよびかけた際の問題意識は、第1に、「経済大国」日本の独占資本、大企業の世界に類を見ない高蓄積の維持・拡大の背景には、労働者への徹底した搾取の強化とそれを可能にしている「企業中心社会」とその支柱としての「日本的労使関係」があるということであった。

そしてこのことは、経済摩擦の要因として海外から批判を受けているばかりでなく、シンポジウム開催前後から日本においても「企業中心社会」に対する批判が公然と表れたことによって、一層強く裏づけられることになった。

すなわち、全労連の熊谷事務局長がシンポジウムへの問題提起の中で紹介したように、シンポ直前の11月14日、首相の諮問機関である国民生活審議会総合部会が発表した中間報告「個人生活優先社会をめざして」が日本経済の大きな経済力に比べて国民がそれにみあった豊かな生活を実感できないのは日本が効率のみを重視する「企業中心社会」であるためと指摘し、企業中心社会が、長時間労働、会社人間、単身赴任など諸外国に類を見ない勤労生活をもたらし、

さらに、一連の証券・金融不祥事に見られるように、会社のためなら何をやってもかまわない、非合法すれすれの行動をもとめるような弊害さえ生んでいることを重視し、企業中心社会の変革の必要と個人優先のゆとりある生活大国をつくりだすことを提言した。これは、今日の企業利益優先の日本経済のしくみと労働者、勤労国民との矛盾の拡大が政府・財界など支配層にとっても放置できないほど深刻になっていることをしめすものにほかならない。

「企業中心社会」の支柱となっている「日本的労使関係」の問題がたんに労働問題の領域というにとどまらず、日本社会の歪みの病根となっている中で、全労連の国際シンポジウムがこうした問題を真正面から取り上げ、国際的な視野から検討をくわえ、「企業中心社会」の変革をめざす日本の労働者のたたかいの意義と役割について、海外からの参加者をふくめて討論を深めたところに大きな意味があったといえる。

テーマ設定の問題意識の第2は、この「日本的労使関係」と「日本的経営方式」が日本企業の海外進出・多国籍企業化とともに海外に輸出され、また、各国の独占大企業も国際競争力強化の名のもとにこれの積極的な導入をはかり、結果として各国の労働者の雇用と労働条件に重大な影響を与え、労働者と労働組合の権利を侵害し、労働者の要求前進のたたかいを阻害するものとなっているということであった。ほかならぬこの日本の全労連のよびかけたシンポジウムが海外の労働組合から積極的にむかえられた根拠もこの点にある。

参加した7ヵ国以外にも、いろいろな事情で直接代表は参加できなかったが、イギリス、スコットランド、ポルトガル、ブラジル、バングラデシュ、スリランカ、インドなど合わせて10数か国から参加希望の意思表示があった。スベ

インの代表は「イギリスとならんで、ヨーロッパ各国のなかで積極的に日本的労使関係の導入・実験をすすめているわが国の労働者が直面している現実に関わるテーマで行われているから」と、出席の動機をはっきりと述べている。

「人間らしく働き、生きるために」は 共通のスローガン

第2の特徴は、「日本的労使関係」のもつ否定的な本質を明らかにし、経済効率第一主義にたいする明確な拒否の態度と「人間らしく生き、人間らしく働くこと」の提起の有効性を確認したことである。

事前に各国へ送った「討論文書（ディスカッション・ペーパー）」を土台に「討論のための問題提起」をおこなった熊谷事務局長は、「過労死に象徴される日本の労働者にたいする過酷な労働の強要と徹底した労働者支配、搾取の強化を支えている日本的労使関係は、戦前からの家族主義を基調とした前近代的な労使関係と、アメリカ式労務管理を取り入れてこれを巧みに日本化し強化した新しい搾取形態が併存したもの」と特徴づけ、そのイデオロギーは「“企業あつての労働者”などの企業一家主義に象徴される巧妙な階級対立の否定という、企業利益優先の徹底した労使協調路線であり、基本的人権をも無視した差別と排除、たたかう労働者と労働組合への攻撃をともなっている」と批判するとともに、右翼の労働組合の存在がこれを支えている事実を明らかにし、「企業への忠誠を重要なバロメーターとする労働者支配のさまざまな具体的手法とたたかい、労働者の権利の擁護、企業・職場に民主的で階級的な労働組合を確立することが不可欠の課題である」ことを強調した。

さらに「人間らしく生き、働くために」のスローガンは独占資本の横暴への反撃であり、①

国際・国内動向

日本企業による労働者の権利侵害、職場の自由と民主主義破壊の実態を国際的に告発すること、②日本企業の海外進出は国際人権規約、ILO 条約など国際的に確立された労働者と労働組合の権利を率先して守ることを前提とすべきこと、③日本の進出企業の活動、労働条件と権利侵害の実情などの情報交換、たたかう労働者と労働組合の国際的な支援と連帯を強めること」など、労働者の利益擁護をめざす国際連帯の課題について提起した。

スペインの代表は、「日本的労使関係」を「トヨタイズム」と呼んでいることを明らかにし、その理由を「“日本的”の表現はヨーロッパやアメリカに対抗するシステムであるかのような印象を与えている。しかし、これらのやり方は日本企業のすべてに取入れられたものではないし、また、欧米の企業の大部分が取り入れたことから、事実上あれこれの大陸や多国籍企業の政策にはそれほどちがいはなくなっている。そのやり方がある特別に発達した一国に結びつけることは、各国間の競争の印象を与えているが、実際には多国籍企業間の競争になっている」と述べたうえで、「トヨタイズムは自主的な労働運動にいっさいの余地を与えず、多くの場合、労働運動と対決することなしには、“完全な”システムを導入することは不可能となっている」と指摘し、「労働組合はトヨタイズムを拒否するだけでなく、労働者のめざす要求を実現するものでなければならない」と強調した。

また、カナダの代表は、北米で、日本の経営技術が現在の生産方式に影響を与えていること、政府・経営者・マスコミが「同じ目標にむかって、つまり最低のコストで最良の商品を」と労働組合に不断の攻撃をかけていることを明らかにしつつ、「私たちは良質の商品やサービスを提供するという考え方に反対しているわけではな

い。なぜなら、消費者がそれらを要求する権利をもっているからだ。しかし私たちは、まともな労働条件を犠牲にしてまでその考えが実行されることに反対する。労働条件の改善こそ生活の質的向上の基礎である。組合員から託されている権限を果たそうとする組合はそのための力関係を確立しなければならない」との考えを明らかにした。

オーストラリアの代表は、「わが国に変化をもたらすため、現在、企業組合主義と日本的労使関係がそのモデルとして、広い範囲で推進されている。私たちは、日本的労使関係の抑圧的諸形態を暴露し、弾劾するつもりだ。あなたがたのスローガン“人間らしく生き、働くために”はまったく適切だ」と発言した。その他、各国代表の報告、討論をふくめ、シンポジウムの全内容を収録した『報告集』（日本語版）が全労連より発行されているので、詳しくはこれを読んていただきたい。（英語版も近く発行の予定）

第3に、「日本的労使関係」と一体不可分の関係にある協調主義的な労働組合の否定的な役割が明らかにされるとともに、労働者の権利を守ってたたかう労働組合運動の強化への意思が表明されたことである。

また、組織率の低下、戦闘性の低下、協調主義の潮流など、労働組合運動の否定的側面が問題となり、労働組合の活性化が課題となっていることがこもごも報告された。

たたかう労働組合の国際連帯と協力を

第4に、たたかう労働組合の国際連帯と協力の必要が強調され、また、この中で全労連にたいする大きな期待が各国代表から表明されたことである。

スペインの代表は「今日国際的な広がりを見せた労使関係の中に、労働者の権利を抑圧し、

国際・国内動向

あるいは労働組合の活動を潰してしまおうという抑圧的な中身がふくまれていることを、労働組合が率先して暴き続ける必要がある。国際的な相互の理解と協力をとおして各国労働者の権利を守るたたかいが前進するのだということを確信している」として国際交流・協力への希望を表明した。

全米電機労組の代表は、「世界市場があるのであれば、世界規模の労働運動がなければならない。世界規模の労働運動が世界市場の脅威に堂々と対抗して、職場に、労働者の心の中に力強く活かされなければならない。これは容易ならない組織的チャレンジである。UEはこのチャレンジを全労連とともに引き受けたい」と述べ、今後のアメリカと日本の産別レベル、地方レベルでの交流への期待を表明した。

シンポジウムはまた、日本側からの発言、とりわけ、電機、日産、IBM、野村證券、日立、三洋、通信など大企業に関わる労組代表や過労死弁護団全国連絡会議などの報告と発言をと

して、日本の労働者の実態を海外からの参加者に理解してもらうことができた。

アメリカ LRA の代表は「日本の過労死は、かつて鉱山などで働かされ死んでいった奴隷労働者を思い起こさせる」と語り、フィリピンの代表は「2日間の会議でいろいろな発言を聞き、フィリピンにおいても、経済大国においても職場における共通の状況を認識することができた。同じ写真を見ているようだった。皆さんは上から見ています、私たちは下から見ていますけれども」との感想を述べた。

最後に、全労連の国際シンポジウムは、参加した内外の代表に労働者の利益擁護と大企業の横暴にたいするたたかいへの確信を与えただけでなく、マスコミ報道などによって全労連の社会的な影響力を拡大する上でも大きな役割を果たし、全労連が本当のナショナルセンターとしての役割を発揮し、成果をあげつつあることを示したと言えよう。

(全労連国際局員)

ガット・ウルグアイ・ラウンドと、農産物貿易の「自由化」

——米の輸入自由化を中心に——

河相 一成

流動的なガット協議

新しい年に入ってから、マスコミは再び米の輸入自由化は避けられない状況になったことを執拗に流し続けている。とくに、1月13日に再開されたガット協議の前後からそれはすさまじくなった。

たしかに、ガット・ウルグアイ・ラウンドで

の協議の状況は、日本が米の輸入自由化拒否を貫き通すことは難しい空気が作り出されている。いまでもさまざまな協議が続けられており、最終的にどういう決着をみるのか、不透明な部分が多い。本稿が活字になる頃には、本稿で主張することがらと大きく異なった事態が生じているかもしれない。ここ2～3ヶ月のガット協議はそれほど流動的要素を含んでいるのである。

国際・国内動向

そういうことを念頭において、ごく最近のガットでの農業貿易をめぐる主な、内容・問題点、そしてわれわれの課題について、要約的に述べておこう。

コメ問題は中心課題ではない

ウルグアイ・ラウンドの協議はすでに6年にも及んでいる。これほど長期間の協議がおこなわれてきたということ自体に、事の深刻さ、難しさが含まれていることを意味しよう。それは、ウルグアイ・ラウンドでの協議の対象が農業分野だけではなく、知的所有権・サービス・関税・繊維等、15分野におよぶ包括的な諸問題を対象にしており、これらの一つ一つについてのガット加盟国間の利害のくい違いをはらんでいることからうかがえることである。

これらの協議対象の一つに農業分野があるわけだが、この農業分野についての主な協議内容がいくつかある。農業の国内保護問題・輸出補助金問題・輸入制限問題等々である。これらの一つに米問題が含まれるのであるが、ガットでの協議では、米の問題が独立した一つの議題になっているわけではない。さきに挙げた農業分野での主な協議事項が米の問題に関わらざるをえない、という関係にあるのである。

日本のマスコミは、ウルグアイ・ラウンドでの協議が、あたかも日本の米輸入問題が最大の課題であるかのように宣伝しているが、それは事実と反する。日本が米の輸入を自由化するか否かは、ガット協議全体の中での比重は非常に小さいのである。

農業問題は国によって課題が異なる

しかし、ガットの農業分野協議では、それぞれの国が自国の農業・食糧政策に対するガットからの圧力には強い抵抗を示しており、日本の

場合はそれが米の輸入自由化問題なのである。EC諸国においてはとりわけ農業補助金の削減問題が中心の問題であり、アメリカにとっては、輸出補助金・ダンピング・ウェーバー条項（ガットの決議で輸入制限の例外品目として認めているもの）などが中心の問題である。このように、農業分野では、各国がそれぞれ農業の特殊性を抱えているために、ガットとの関係でも、抱える問題に違いが生ずる。

この違いを無視して、画一的なルールを各国に押しつけようとする傾向がとりわけ強まっているのが、ウルグアイ・ラウンドでの協議である。

ドンケル案は日本の法律とガットの条項をも無視

それが最も端的に現われたのが昨年12月20日に出された、ガット事務局長ドンケル氏による「包括的最終合意案」である。この「合意案」に沿えば、現在、国際的な農産物貿易において採られているさまざまな国境障壁（輸入制限・輸入許可制・国家貿易・輸入課徴金等）をすべて関税制に置き換えるとともに（例外なき関税化措置）、農産物に対する国内支持政策の大幅な削減とが義務づけられることになる。いま日本国内で政治問題化している“例外なき関税化”が米に適用させるか否か、というのは、こうした動きの中から出てきた課題なのである。

現在、日本は、食糧管理法に基づいて、米は国家貿易品目になっており、また、米の生産過剰対策として政府は米の大幅な作付制限政策（減反政策）をおこなっている。この国家貿易品目の認定、国家による作付制限品目については、例外的な輸入制限品目として、ガットの現在の規定（条項）でも容認されていることがらである（国家貿易品目についてはガット17条、作付

制限品目については11条)。そういう国際的ルールに沿えば、日本が米の輸入を自由化する義務は全くないことになる。それほど明確なことがらであるにもかかわらず、日本の米の輸入自由化圧力が強化されるには、そのような制度的問題の枠をこえた、大きな構造問題と政治問題とをはらんでいる。

日本経済の構造に問題

構造問題というのは、日米貿易摩擦の拡大と、それをもたらす日本資本主義構造の問題である。日本の自動車・電器製品等が洪水のようにアメリカを含む海外諸国に輸出されており、それによって、アメリカ・EC諸国の二次産業にさまざまな影響を与えてきた。こうして“もうけた日本”は米を買ってもいいじゃないか、というのがアメリカを先頭とした言い分である。だが、これには問題のスリカエがある。日本の工業製品の大量な輸出が諸国の二次産業に影響を及ぼしているのであり、日本の農産物輸出が諸国に影響を与えているのではないのだから（日本は農産物輸出はほとんどおこなっていない）、日本の工業製品に対する強力な輸出規制をおこなうのがスジというものではないだろうか。

また、日本の資本主義経済が、こうした輸出構造に支えられて成り立っており、しかも、それが一次産業を犠牲にして成り立つという歪んだ構造にあることに最大の問題がある。輸出構造に支えられるということは、輸出産業における労働者状態がどういう状態か、ということが鋭く問われざるを得ない。労働時間・労働条件・賃金など、総じて剰余価値率を決定する諸要素を労働者の側に立った改善を講ずることなしに、日本資本主義経済の矛盾と貿易摩擦とを根本的に解決することはできない。その意味で、ウルグアイ・ラウンドにおける日本の米輸入自由化

問題は、農業・農民問題ではあるが同時に労働問題でもあることを深く理解することが必要である。

アメリカの政治に手を貸すドンケル案

また、政治問題というのは、アメリカのブッシュ大統領の再選をいかに有利にすすめるか、日米安保条約に沿って、アメリカ経済の不振を解決するため日本がどういう犠牲を払うか、ということがらである。現在、アメリカ経済は大量な失業者を抱えざるをえない深刻な矛盾を抱えており、このままではブッシュの再選は極めて困難といわれている。これにテコ入れをするため、ウルグアイ・ラウンドにおいてアメリカ政府に有利な“解決案”を軸に合意作りをすることにより、ブッシュの後押しをしなければならぬ、という縛りを日本政府は受けている。ドンケル事務局長の「最終合意案」が、著しくアメリカ寄りと言われる背景、それに日本政府が屈しようとする背景には、こうした政治的要素もあることを見抜いておく必要がある。

米輸入自由化は、 消費者・労働者も被害者

さて、米輸入自由化の道を開いた場合、主食である米の供給はどのような状況になるかについて簡単に触れておこう。これについては最近、渡辺外相などが、たいした影響はない、という発言をくり返しているが本当にそうであろうか。

いま、全世界の一年間の米生産量は約4億7千万トン位（年による変動がある）であり、そのうち3%程度（1,300万トン位）が貿易の対象となっている。この1,300万トンの国際米市場での取り引き数量のうち、アメリカ・タイの両国からの輸出量の比重が非常に大きい。それ故、アメリカ・タイ両国の毎年の米生産量の変動が

国際・国内動向

そのまま米の世界市場での出回り量に決定的な影響を与えることになる。アメリカの場合、近年、水不足のため米栽培に不安定要素が拡大していることが伝えられていることから、米の供給構造が安定しているとは言えない。こういうことから、米の輸入自由化は日本への米供給を不安定にする恐れがある。また、現在の約1,300万トン程度の米貿易量を、数十ヶ国が取引しており、一つの国の年間の最大取引量はせいぜい50～60万トン程度にすぎない。そういう状況の中に日本が米輸入自由化により世界米市場に新規参入すれば、米の国際価格は必ず高騰することになる。このように、現在の米の世界市場の構造を考えると、米の輸入自由化により、米供給の不安定さと価格の高騰・不安定さをもたらすことは必定である。渡辺外相の発言には、こういう要素をも検討した上での発言とは思えない。

こういうことを考えると、米の輸入自由化問題は、著しく、消費者・労働者問題だということになる。

国際連帯で、自由化反対を

これらのことがらを念頭に置いて、われわれの課題を二つだけ提起しておこう。

一つは、米輸入自由化反対問題は、思想・信条を越えて、すべての国民が大同団結できる性格のことがらであることに沿った国民的实践に緊急にふみ出すことである。

宮城県では様々の実践的積み重ねの結果、農協・生協・諸民主団体・全労連系労組・連合系労組・農民連・全日農など幅広い団体（平常は同席しない諸団体を含めて）が、米輸入自由化反対の一点で結集できることを実践的に証明している。このような状況を全国的にいかを広げるか、ということである。

二つめは、ドンケルの「例外なき関税化」に反対する国がすでに20ヶ国に及んでおり、EC・アメリカ国内の農業・農民団体も反対の意思表示をしていることに依拠して、米輸入自由化反対の国際的連帯行動にふみきることである。とりわけ韓国は、米の農業・食糧問題での位置づけでは日本との共通性が多い。

自国の食糧を守ることは民族の主権と尊厳の問題である。各国の農民・労働者はすでにそのことに気づき、国際連帯を求めている。われわれがその輪の中に加わるかどうか、真の国際貢献の選択の道をいかに求めるかであろう。

（会員・東北大学教授）

「ソ連」労働組合運動の激動

小林 勇

ソ連労働組合総連合の終焉

「ソ連」の激動は、昨年8月のクーデター以降、速度をはやめた。クーデターからわずか4ヵ月後の昨年12月、ソ連邦を構成する共和国の首脳会議で「独立国家共同体」の創設が決定され、ついにソ連邦の解体にまでつき進んだ。本文の冒頭で、「ソ連」とカギ括弧つきで書いたのは、もはやこの地球上にソ連という連邦国家が存在しなくなったからである。「社会主義国」として70年の歴史をもち、アメリカとならんで二大超大国と目されてきたソ連が音もたてずに崩壊し、世界からその姿を消した。こうした変動が東欧諸国と同様、新しい「共同体」のばあいでも労働組合運動に当然影響をあたえずにはいない。

なかでもソ連労働組合総連合はそうした影響をもろに受けずにはいない。政治の枠組みが「共同体」の発足で一変してしまったからである。総連合は、90年10月の大会で全ソ労働組合中央評議会の解散が決定されたのにもとない、組織を再編して、新たに発足したナショナルセンターで、それまでの中央集権的な組織方針を廃して、傘下組合の行動の調整や共同の展開という新しい任務の推進をめざしていた。(本誌第5号の小論「混迷のソ連労働組合運動」を参照のこと)しかし、8月クーデター後、各共和国の独立、主権宣言が相次ぎ、これと共に各共和国レ

ベルの労働組合組織も自主、独立性を高めて、独自の運動を展開するようになってきた。

ソ連労働組合総連合は、昨年10月下旬、ウィーンでひらかれた世界労連役員評議会で、世界労連加盟の凍結を通告した。総連合の全面的支援のもとに、モスクワで第12回世界労働組合大会が開催されてからまだ1年しかたっていないのだ。凍結の理由は、この国の労働組合運動の統一維持のためという。というのは、総連合傘下の各共和国組織が世界労連加盟をめぐる意見の対立をすどくしてきたためなのだ。総連合の加盟凍結で、各共和国のすべての労働組合や労働組合連合は、世界労連の加盟については、それぞれ独自の立場をとることができるようになった。すでに一部の共和国労組連合は世界労連に直接接触して、加盟を確認しているという。これらの労組連合は、それぞれ共和国の労組連合として独自に加盟することになるものとみられる。だが、その他の一部共和国労組連合はすでに凍結を発表しているという。

このようにしてソ連労組総連合は、世界労連加盟にかんするかぎり、統一維持という名のもとに、実際には統一的機能を失っていたのだが、おそらくその他の問題についても、同様の状態におちいり、総連合は事実上、解体状態にあったとみることができよう。こうした状況下で、ソ連邦の解体と「独立国家共同体」の結成が決定され、この発表で総連合は決定的影響をうけ

国際・国内動向

ることになった。総連合の存立の枠組が崩壊してしまったのである。ソ連邦解体とともに「ソ連労働組合総連合」もまた消滅せざるをえないのだ。総連合のその後については、明確な情報をまだ手にしていないが、「独立国家共同体」のもとで総連合が組織を再編し、新たな名称で活動するとしても、もはやナショナルセンターとしての機能は果しえないだろう。というのは、共同体には、権限をもった統一中央政治機関がもはや存在していないからである。したがって今後は、各共和国ナショナルセンター間の、それも限られた加盟組織間の組織として活動せざるをえないだろう。いずれにせよ、旧ソ連の総連合のようなナショナルセンターの存在は終わりをつけたのである。

価格自由化の下での闘い

ロシア共和国など各共和国で進められている資本主義化で経済危機が深化し、労働者、国民のあいだに重大な社会不安が発展している。最大の問題は市場経済の導入による物価の上昇だが、1月2日に強行実施された価格の自由化で、基本食料など一気に3倍以上に値上げされ、労働者、国民の怒りを新たにまきおこすとともに、抗議の行動と賃上げ要求のストライキ闘争をひきおこしている。注目されるのは、とりわけロシア共和国のばあい、国民から圧倒的支持をうけていたエリツィン大統領にたいする不信が急速に強まってきたことである。

ロシア共和国で最大の勢力をもっているのはロシア独立労組連合（組合員6,500万人）である。この組合はソ連労働組合総連合に加盟していないロシア共和国レベルの独立労働組合組織で、エリツィン大統領支持の立場をとっていた。同労組連合は、昨年5月、基幹産業のストを禁止するゴルバチョフの大統領令をにべもなく拒

否しながら、昨年12月には4ヵ月間のスト自粛まで宣言している。この4ヵ月のあいだに、つまり92年4月までに、エリツィン政府と「社会協調協定」という協調的な協定を締結するというのだ。

エリツィン政府の側でも、価格を自由化すれば、ヤミ市場に消えてきた品物が出まわることになると宣伝、市民もこれに期待をかけていたのだが、ふたを開けてみると、値段だけが急騰して、商品の棚はいぜん空っぽのままだった。怒った市民が国営商店におしかけて暴力事件をひきおこし、さらに値上げ反対や抗議のデモが自然発生的におきるなど、情勢は騒然となってきた。独立労組連合もついに1月17日、全国いっせいの抗議行動を展開、最低限の社会保障の実施、賃金の物価スライド制導入、固定価格の商品増加などの要求をかがけてデモを行った。

だが、抗議行動にあきたらずに、ストライキに入った労働組合も多かったようだ。モスクワ南方のトゥーラという町では、バスの運転手がストを敢行したという。独立労組連合傘下のロシア独立炭鉱労組では、大幅賃上げを要求して独自に対政府交渉を進め、もし要求がいれられなければ、ストをも辞さないとして闘争を展開、ついに最低賃金を3倍に引きあげる新しい賃金体系を導入することで基本的合意を勝ちとっている。

こうした状況は、ロシア共和国だけでなく、カザフ、ウクライナなど、その他の共和国にもあらわれている。ウズベク共和国では首都のタシケントでデモ隊に、警察と内務省軍が発砲して、学生6人が死亡、当局の殺人行為を弾劾する、数千名もの学生デモがカリモフ大統領の辞任を要求する政治闘争へと発展した。エリツィン大統領自身も、価格の自由化で社会不安がたかまり、民衆の暴動がおきることをも想定して、

価格の自由化に先だち、昨年12月に大統領令で、情報治安機関の保安局と内務省を統合した「保安・内務省」を創設した。この新機関は悪名高い旧 KGB (ソ連国家保安委員会) と旧ソ連内務省の後身ともいべきもので、ロシア最高会議も巨大な警察組織の誕生につながるとして大差で否決、憲法裁判所も違憲の判断を下したのだったが、エリツィン大統領は1月下旬、「保安・内務省」と大同小異の「保安省」をまたもや大統領令で創設した。エリツィン大統領がこうした情報・治安機関の設置に執着しているのは、同大統領の非民主的、専制的権力主義志向をむき出しにしたものということができ、エリツィン大統領周辺からまで批判が出ている。ルツコイ・ロシア副大統領にいたっては、エリツィン大統領を「不快きわる独裁者」とよび、「現在の混乱状態については、大統領をはじめ、だれも責任をとろうとはしない」として、「ソ連邦のように、ロシアも崩壊してしまう可能性がある」とのべている。

グルジアの内戦は極端な例だが、ロシアでの政権内の対立が表面化してきたのをはじめ、その他の共和国でもその政情はまだ不安定であり、流動的とみられている。このような情勢下、労働組合運動もどのような発展過程をたどるか、注目される場所である。

民主的、自主的労働運動の流れ

旧ソ連邦時代の終末当時から「独立国家共同体」の結成という激動のなかで、労働組合運動にも新しい流れが現われているのを、見落とすわけにはいかない。それは民主的、自主的な独立労働運動の流れである。

一昨年(1990年)から昨年にかけて、自主的な独立労働組があいついで自然発生的に生まれた。モスクワ労働連合(組合員約500万人)もその一

つである。この組織は90年12月、国家や政党から独立した自主労働組として再編・発足したものである。昨年10月23日、クレムリン横のマネージ広場で5万人の労働者を集めて、生活擁護の大衆集会をひらいたのは、この労働連合であり、8月クーデター以後、このような大衆集会がモスクワで開かれたのは初めてのことであった。当初、集会参加者は1万5千人とみこまれていただけに、この大集会はエリツィン政権にたいする不信と抗議の一大デモンストレーションとなった。

ウクライナ共和国でも、この国最大のドネツク炭田で自主的炭鉱労働組が活動している。この組織は、90年4月にドネツクでひらかれた大会で全ソ炭鉱労働組合が全ソ中央評議会から脱退したのを機に、自主的労働組として再発足したもので、昨年12月には同炭田の全面的な経済自立を求めてストを決行している。

こうした自主労働組の横のつながりもできている。「ソツプロフ」とよばれる組織がそれである。「ソツプロフ」とはソ連社会主義労働組合連盟の略称で、ドネツク炭鉱労働組などもその結成に参加している。この組織は昨年10月のモスクワ労働連合主催の大集会にはじまる労働者の抗議行動をしめくくるための大衆集会を組織している。ドネツク炭鉱労働組のウトキン議長は、昨年初、独立自主労働組による新しい連合体をこの春につくるといていたが、ソ連邦の崩壊と「共同体」の発足という新たな情勢のもとで、自主労働組の運動が、今後どのような結集をめざすのかは、自主労働組にとっても大きな問題となろう。

(理事、国際労働運動研究者)

国際・国内動向

過労死と国際人権法

上柳 敏郎

「過労死」国連の場に

91年夏の国連の会議で、日本の過労死問題が初めて取り上げられた。米国の人権 NGO が、過労死の実態を紹介したうえ、その原因は日本政府が残業や長時間労働を法的に規制しないことにあり、日本政府の対応は国際人権規約に違反すると発言したのである。

発言があったのは、1991年8月28日のことで、ジュネーブで開催されていた国際連合人権委員会差別防止及び少数者保護小委員会（国連人権小委員会）第43会期第8議題（経済的・社会的及び文化的権利の実現）の討議の場であった。

発言したのは、米国ワシントン DC に本部をおく NGO であるインターナショナル・エデュケーション・ディロップメント（略称 IED）である。IED は、ハマーショルド元国連事務総長から国連の会議で発言する資格を与えられ、人権小委員会第43会期では、クルド人問題、中国の障害者差別、麻薬資金問題などとともに、日本の代用監獄と過労死をとりあげた。昨夏のジュネーブ代表は、戸塚悦朗弁護士（ロンドン大研究員）であった。ちなみに、戸塚氏が数年前人権小委員会で日本の精神病院の実態を告発し、精神衛生法改正の大きな原動力としたことは、国際人権法の分野では国際的に有名である。

IED は、今冬の国連人権小委員会においても、銀行のサービス残業の実態や日立製作所田

中事件最高裁判決などにも触れて、日本の過労死について問題提起した。

本稿では、国際人権法とは何か、過労死問題との関係、特に国際人権規約や国際労働基準との関係について概説したい。

国際人権法とは

国際法は、伝統的には国家と国家の関係だけを規律するものであった。しかし、第2次大戦後国際連合の成立以降、国家と個人の関係を規律する国際人権法が発展してきた。

「国連を中心に、人権の定義づけのための条約・宣言・ガイドライン等が今日までに60近く採択され、人権の伸長とその教育を推進するいろいろなプログラムがつくられ、それとともに、人権の各国における実施を監視するための手続や国際組織の設置など、人権保障の国際的メカニズムが形づくられてきた」（久保田洋『実践国際人権法』1頁）。

国際人権法とは、このような人権に関する条約、宣言、ガイドライン等、および国際的メカニズムによるその運用の総体により形成される規範であるが、その最も基本的な条約が、「世界人権宣言」（1948年国連総会決議）と「社会的・経済的および文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、日本では国際人権A規約ともいう。1966年国連総会採択、日本は1979年批准）、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（自由

権規約、日本では国際人権B規約ともいう。1966年国連総会採択、日本は1979年批准）である。

また、過労死など労働関係の人権問題に関する重要な国際規範は、国連の専門機関の一つであるILO（国際労働機構）が制定した諸条約とその運用の総体である「国際労働基準」である。

ここで注意すべきは、国際人権法の具体的内容をみる場合、単に人権規約やILO条約の文言だけでなく、国連人権委員会やILO等の国際機関による解釈や運用を含めてみなければいけないことであり、かつ、多くの場合文言から予想されるより人権尊重的な解釈が取られていることである。

ところで、日本国憲法第98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定し、憲法の解釈上、条約に反する法律は無効であるとされている。

つまり、日本が批准した人権に関する条約や確立された国際法規（慣習人権国際法）は、たとえ日本語で書かれていなくとも「外国法」ではなく、日本国民に直接適用される日本法の一部であり、しかも、そのような条約や慣習人権国際法に違反する日本の法律や政府の行為は無効なのである。

慣習国際人権法の範囲についてはまだ定説がないが、私は、国際労働基準の基本部分（労働時間、休暇に関する部分を含む）も慣習国際人権法になっていると考えている。

過労死問題と国際人権規約

IEDは、過労死の原因について次のように述べ、日本政府の政策が自由権規約第6条と社会権規約第7条d項に反するとした。

「日本は社会権規約および自由権規約の加盟国である。IEDは、日本政府がこれらの規約に従

わないことが、過労死の重要な原因であることを指摘したい。IEDは、これが、生命権を規定した自由権規約第6条違反であると確信する。これが、休息・余暇・労働時間の合理的制限及び定期的な有給休暇の権利を定めた社会権規約第7条d項違反であることは何人も否定できない。これらの権利を侵害された被害者の数は膨大であり、日本全国で何千万人にも及ぶはずである。」というのである。

自由権規約第6条は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。」と規定している。これは、世界人権宣言第3条の「すべての者は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する。」と同趣旨の規定である。

いうまでもなく、生命権は人権のなかでも最も重要なものであり、人権に関する条約で繰り返し規定されている。

また、社会権規約第7条は、「この規約の締結国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。」としたうえで、第d項に「休息、休暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬」を掲げる（日本は「公の休日についての報酬」の部分のみを批准していない）。世界人権宣言第24条にも同様の規定がある。

ここで注意すべきは、社会権規約は、労働時間を何時間以下にせよとか、年休は何日以上にせよと明言しているわけではないが、その具体的内容は、国際労働基準等に準拠すべきであるとされていることである。このことは、従来日本ではあまり論じられてこなかったが、世界的な人権NGOのなかでは勿論、国連人権機関関係

国際・国内動向

者間では自明のことに属することである。

過労死と国際労働基準、ILO 条約

IED は、日本の過労死や労働時間の実態を紹介し、労働補償の問題を指摘したうえで、「日本政府は、残業を制限するための効果的な方策をとってこなかった。日本は、時間外労働の制限を定める ILO 諸条約の批准を全て拒否してきた。日本は、1919年の ILO 第 1 号条約さえ、まだ発展途上だということで、批准できないと主張している。日本の労働基準法第36条は、使用者と労働組合が時間外労働協定さえ結べば、いくらかでも時間外労働を行うことを許しているのである。」などと指摘した。

日本の労働基準法は、36条が ILO 第 1 号条約（残業は例外的場合のみ許され法律で上限を定めることを要求）に違反するほか、39条（年休10日以上）が ILO 第132号条約（年休は連続 2 週間を含む 3 週間以上）に違反するなど、労働時間関係で国際労働基準からほど遠いところにある。

国際人権活動と日本政府、日本の NGO

日本政府は、人権条約の批准や国際的な人権活動への参加に極めて消極的である。特に、過労死関係だけみても、個人の規約人権委員会への提訴権を定めた自由権規約第一選択議定書（現在約50ヶ国、最近韓国が批准）や、労働時間関係の ILO 諸条約を批准していないことが重大である。

さらに、地域的な人権条約や人権裁判所がないのは、アジア地域だけである。欧州審議会(CE)や EC は、労働時間短縮や年休増加について、加盟国の法制を監視、リードしてきた。

ひるがえって、労働運動を含め日本の NGO(非政府機関)の国際人権法や国際的人権保障への関心、活用、そしてその発展への積極的貢献に

ついても、反省すべき点が多々あると思う。

〔参考文献〕

国際人権法の基礎文献として、久保田洋『入門国際人権法』信山堂1990年。

国連人権 NGO 活動の手引として、上村英明他『国際人権と在日韓国・朝鮮人』在日韓国人問題研究所 (tel.3203-7575) 1990年、1000円。

国連機関での勤務経験にもとづき日本政府や日本 NGO 活動への批判もある、吉田康彦『国連広報官』中公新書1991年、640円。

法令集として、田畑茂二郎他編『国際人権条約・宣言集』東信堂1990年、3296円。

ILO 条約について、中山和久『ILO 条約と日本』岩波新書1983年。

国際労働基準について ILO 幹部による、ニコラス・バルティコス『国際労働基準と ILO』三省堂1984年。

日本の実態と国際的水準を比較した、藤本武『世界からみた日本の賃金・労働時間』新日本新書1991年、680円。

労働時間の国際比較について ILO 元職員による、鈴木宏昌『国際化時代の労働問題』日本労働研究機構1990年、2500円。

IED の91年夏の発言について、日経新聞1991年 8 月20日朝刊。発言全文の訳は、ストレス疾患労災研究会第 7 回総会資料集。発言原文および今冬の発言原文は筆者の手元にあります。

(弁護士・過労死弁護団全国連絡会議)

92春闘への取り組み

寺間 誠治

全労連は、結成以来3年目となる92国民春闘を、財界・連合による「管理春闘」を打破し国民的諸課題の実現をはかる本格的春闘として、これまでの運動の延長線上ではない、新たな飛躍をめざしてたたかっている。とくに、未組織を含むすべての労働者・労働組合を視野に入れ、賃金引上げや労働時間短縮など生活と労働の実態にねざした切実な諸要求の実現をめざすとともに、昨年の小選挙区制粉碎とPKO協法案の不成立をかちとった歴史的成果をふまえ、共和事件やリクルート疑惑の再燃、東京佐川急便疑惑など自民党政治の金権・腐敗体質を追及する国民的たたかいや、重要な政治戦としての参議院選挙闘争と結合して展開する。

1 春闘前進へ有利な条件

92春闘を前進させる客観的条件はある。

第1に、日本的経営に対する国内外の厳しい批判がある。全労連が昨年11月に開催した国際シンポ「日本的労使関係と労働組合の権利」は、一般マスコミを含めて大きな反響を国内外に呼んだ。国際シンポにおける基調報告や日本側の発言、さらにシンポ翌日に出された日立武蔵・田中さんに対する「残業拒否解雇」を認める最高裁判決は外国代表に少なからぬ衝撃を与え、日本資本主義とその経営方式に海外代表からもするどい批判が出された。

マスコミも、全労連によるシンポを「労組側

が腰を上げたことを示す兆候……労使協調主義が主軸となっている日本の労働組合がこの問題にどう対応していくか。日本労働運動の根本的な弱点とされる企業別組合主義から脱皮する好機」(東京新聞12月23日)と解説し、大いに注目した。さらに、日本の経営とそれにとまなう劣悪な労働条件に対しては、経営内部からの批判の声もあがり、盛田昭夫ソニー会長(経団連副会長)が、日本の労働分配率の低さや長時間労働を批判する論文(文芸春秋2月号)を発表、日経連との「論争」がはじまっている。

第2に、日本企業の巨額のため込み利益も有利な条件である。日経連や財界は、1月21日に発表した「労問研報告」などで、減速傾向にある景気動向やバブルのはじけを理由に先行き不透明を言い、春闘での賃上げ抑制を強調している。しかし、大蔵省の「法人企業統計年報」で見ると、資本金10億円以上の3805社の内部留保は112兆8千億円で90年を10兆円以上上回っているし、民間設備投資は低下したといっても相変わらず伸び続けている。企業の経常利益は80年を100として150の高水準を維持している。この間のボロ儲けの一部を吐き出させる中で賃上げ要求を満額勝ち取ることは十分可能である。

第3に、連合の労資協調路線に対する各方面からの批判の高まりがある。

連合傘下組合の際限ない資本へのすりよりは、連合職場における組合員の批判だけでなく、今

国際・国内動向

日経営の側からさえ問われるものとなっている。日本生産性本部は、「労働運動が見えなくなっている。……社会的にも、日本経済の中にも、そして職場にも、その存在感があまりない。……言うべきことをきちんと主張しないから、存在感が失われる」と批判し、一発回答での賃金決着をマスコミで知ることについて、「働く者が自分たちが交渉して決めたという実感を持ってないし、労働運動とはならない」（生産性新聞「主張」11月6日号）とも述べている。

第4に、全労連への結集が強化される中で、産業別統一闘争の新たな前進が始まっている。

看護婦確保闘争では、日本医労連、自治労連などが全力をあげた結果、政府・自治体の医療政策転換に重大な影響を与え、昨秋、社公共の各党がそれぞれ法案を作成、今国会ではついに厚生省をして「看護婦確保法案」の提出を行わざるを得ない状況を作りあげ、賃金・労働条件の飛躍的向上に展望を与えた。

自交総連は、ナショナルセンターの違いを越えて主な産別組織、運輸省、業者団体で構成する「乗用自動車政策懇談会」を昨年11月発足させ、ハイタク労働者の労働条件改善と政策要求の実現をめざしている。すでに東京では、自交総連東京と連合傘下の全自交、私鉄総連、交通労連など3万5千人（東京のハイタク労働者の65%）が、ハイタク労働者の賃金・労働条件を社会的水準に引き上げる共同の取り組みをスタートさせている。港湾では、全国港湾（全労連加盟の検数労連のほか、全倉運・全港湾など）が91春闘で完全週休2日制を勝ちとり、日本港湾協会との間で産別労使協定を結んでいる。運輸一般の統一交渉は、トラックなどの認可運賃・料金改定の前提条件として運輸労働者の労働条件の改善を打ち出し、成果を収めている。

産別で多数派を形成しイニシアチブを発揮す

ることは極めて重要であり、92春闘のなかでこれらの貴重な経験を広げていくことが大切である。

2 全労連の「重点目標」

全労連は、92春闘で単産・地方組織が統一して取り組む「重点目標」を確認している。

第1は、労働時間短縮の課題である。東京労働基準局は、1月に入って銀行・証券など金融関係80店の立入り調査を行い、36協定に基づかないサービス残業を告発、68%の法違反があったことを発表した（1月29日）。東京労連準備会の「労働条件と生活についての実態調査」（91年12月）では、過労死への不安は73.9%にのぼり、昨年調査を10%も上回った。全労働の全国行研集会では、労働行政への提言として「過労死の認定基準を見直し、過労死または過労性疾病を発生させた企業全体のいっさいの時間外・休日労働を禁止することを法律で定める」ことを提言し大きな反響をよんでいる。

全労連としては、1日・1週当たりの労働時間の短縮、時間外労働の規制と割増率の引上げ、年次有給休暇の日数増などを中心とした労働基準法の改正要求を前面に打ち出してたたかうとしている。さらに、労働災害とりわけ過労死の業務上認定についての改善を求めて対案を準備している。

第2は、大幅賃上げなどの課題である。92春闘では、すべての労働者の賃上げ獲得の目標として「35000円以上」の大幅引き上げ、産業・企業内最低保障賃金の「13万円以上」への引き上げを要求する。昨年、各県労連が労働基準局への交渉や異議申し立て、座り込み行動などを展開した結果、91年度の地域最賃の改定では全国19県で中央最低賃金審議会の目安を上回る改善（時間当たり最高10円）を勝ちとっており、これ

らの成果をいかしてさらに前進をはかることにしている。

第3に、国鉄闘争の課題である。昨年12月25日に中労委が会長見解を示し「労使合意のめどを平成3年度末」「合意にいたらない場合、中労委として最終的な解決案を示す」としたため、3月末に向けて一気に緊迫した情勢を迎えた。いうまでもなく、国鉄闘争は臨調行革の頂点をなす国家権力総体とのたたかいである。全労連は一昨年「国鉄闘争勝利」の一点で臨時大会を開き「日本労働運動再生の環」として運動を展開してきたが、重大局面を迎える中で、92春闘の「緊急重点課題」に位置づけている。

第4に、PKO 協力法案粉碎、自衛隊の海外派兵阻止と平和と民主主義擁護、男女雇用機会均等法の改善と介護（看護）休暇制度の法制化、消費税の廃止、課税限度額の引上げと勤労者への大幅減税の実現、コメの輸入自由化阻止、安全で豊かな学校給食の確立など国民的共同の課題を重視してたたかうことにしている。

3 92春闘の具体的展開

全労連は、管理春闘打破の戦略的位置づけから、昨年に引き続いて大企業に対するたたかいを重視している。92春闘では国公労連が鉄鋼、電機、自動車、造船、機械等各業種の大手10社、総計306社の内部留保額、従業員数、1人当たり35000円の賃上げを全従業員に行った場合の必要額を割り出し、大企業向け大量宣伝活動などで具体的に活用できる数値を示した。地域春闘では「大阪アフター5の会」に見られるように、労働時間短縮などの課題で地域・地方から草の根の運動が前進し、「上からの管理春闘」に対して職場・地域を軸に下からのたたかいが前進している。

92春闘の戦術配置についての基本的考え方は、

「4月からの新賃金は3月中に決着」という中期的目標を掲げ、「早い立ち上がり」と「粘り強いたたかい」をスローガンに、JC回答前の2～3月段階のたたかいとJC回答後のたたかいをともに重視している。

92春闘の具体的展開としては、2月までを第1の節として設定。大衆的な要求組織を行うとともに、国民春闘をともにたたかう共闘組織の確立と共闘の拡大を追求する。第2の節を2月中旬～3月中旬とし、各単産・地方組織の92春闘要求を決定する。要求提出日は3月5日、全労連として労働省へ要求書を提出するほか、各単産・地方組織が足並みをそろえる。この日を出発点に「県内連鎖キャラバン行動」（～22日）を実施し、労働時間短縮の「人間回復署名」をはじめ、大幅賃上げ、春闘諸要求実現の国民的キャンペーンを展開する。第3の節として、3月中旬～4月中旬を設定。JC回答が、3月25日に予定されている中で「春闘相場」を左右するこの日を「第1次全国統一行動」とし、先行単産がストライキを集中、低額一発回答・妥結を許さず春闘相場の底上げをめざす。

キャラバン行動の集約点と春闘での国民的諸要求実現の一大決起の場として、スト宣言集会を兼ねて、3月22日「92春闘勝利、国民的諸課題実現中央総決起集会」（代々木公園）を開催する。さらに、国鉄闘争勝利、1047人の職場復帰を求めて、国労・全動労は4波のストライキを構え、全労連・春闘共闘としては4月1日を「反合・権利闘争デー」としてたたかう。JC回答後の4月3日を「第2次全国統一行動」とし、官民一体の全国的行動を展開する。

全労連春闘3年目。「管理春闘」打破、春闘要求と国民的諸課題の実現をめざす全国各地の奮闘が期待されている。

（全労連企画局長）

プロジェクト研究部会報告

賃金・最低賃金問題研究部会

牧野 富夫

いま本部会は、全労連の賃金政策づくりの一環として、当面する賃金問題のいくつかの論点について研究をすすめている。

その代表的テーマとして、①「いまなお低い日本の賃金をうみだしている低賃金構造の解明」、②「70年代なかばから連敗春闘をもたらしている管理春闘打破の方向づけ」、③「人事院制度を中心とした公務員賃金の問題点」④「労働力の再生産費の社会化にともなう直接賃金と間接賃金の関係」、⑤「全国一律最低賃金制度確立と現行最低賃金制の改善の問題」、⑥「労働者意識の多様化と賃金体系問題」などをとりあげ、検討をつづけている。

①について。まず、低賃金構造を構成する「低賃金基盤」や「低賃金機構」の解明であり、さらに、その低賃金構造と結合して打ち出されている低賃金政策の解明である。低賃金基盤については、かつての農村を中心とした時期から外国人労働者がその一角をしめるにいたった今日までの分析をおこなっている。低賃金機構については、人事院体制や最低賃金制などのほか、課税最低限などの税制や各種の社会保障給付との関連など解明すべき点が多く、その解明をいそいでいる。

②について。このテーマ（「管理春闘」打破）

は、全労連賃金政策の事実上の中心となるものであり、したがって、もっとも多くの時間をかけて検討している。管理春闘を打破するにはそれを可能にさせている原因をあきらかにしなければならないので、70年代までさかのぼって、その歴史的・実証的な分析をすすめている。協調主義的潮流の独占の賃金抑制策への加担がその決定的部分をしめるので、そこを中心に実証的に研究している。

③について。人事院制度がわが国の低賃金機構の中核に位置している。それは労働基本権制限の「代償措置」とされているが、「代償措置」にもなっていない。「管理春闘」で抑制された低い相場にそって（民間準拠で）人事院勧告がなされ、それが公務員の賃金を抑制しているだけではない。民間の医療・教育機関・農協その他多くの労働者に波及し、日本の賃金を抑制している。こうした点にたいしては異論のないところであるが、人事院勧告体制のもとでの賃金闘争を、人勧体制打破という戦略的課題との関連で、どのようにすすめるべきかなど解明すべき点も多く、これらの研究をすすめている。

④について。資本主義の矛盾が拡大した国家独占資本主義のもとではとくに、労働力の再生産は資本から受け取る賃金だけでは絶対的に足りない。これを補完するものとして社会保障給

付などがある。つまり、資本主義の現段階では「直接賃金」にくわえて「間接賃金」の補完がなければ労働者の生活がなりたたなくなっている。労働力の「再生産費の社会化」が客観的にすすんでいるにもかかわらず、自民党政府は臨調「行革」路線のもとで福祉を切り捨て、要するに「間接賃金」の切り捨てをすすめている。このような状況のもとでの賃金闘争のあり方をあきらかにすること、このようなテーマによる研究もすすめている。

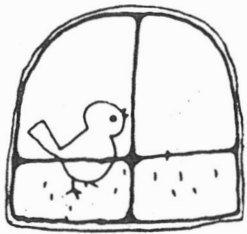
⑤について。国民春闘の本格的な構築をめざすにあたって全国一律最低賃金制確立の課題が決定的に重要である。この課題を春闘の中心にすえてたたかうことによって、春闘が国民春闘へむかうし、国民春闘の確立とは全国一律最低賃金制の確立を必須の条件にしている、といっても過言ではない。全国最低賃金制をナショナル・ミニマムの基軸とし、それとの一定の連動関係を制度的にもたせることによって、あらゆる勤労国民の関心が最低賃金制にあつまる。その結果、国民各層が労働者階級のたたかひの結果に期待をかけるだけでなく、みずからもその運動を支持し参加するようになり、こうして春闘は運動と成果の両面から「国民春闘」になろう。このような全国一律最低賃金制の確立にむけて理論的準備をすすめること、これが第一点である。第二点は、現行最低賃金制の改善の方向を第一点との関連であきらかにしていくことである。これは一般的には回答がでていともいえるが、その精緻化が必要であり、それを検討している。

⑥について。「減量経営」の徹底のなかで、賃金体系の職能給化を中心とした「合理化」が急激にすすんでいる。その実態を分析すること、これが第一点としてある。その実態のなかに、とくに青年労働者の一部で「労働の質と量」を

反映した賃金体系への期待がつよまっている。資本はこのような労働者の気分を巧妙に利用しながら賃金体系の職能給化をつよめている。こうした資本による賃金体系攻撃（「合理化」の賃金体系面におけるあらわれ）にたいしては断固たたかうと同時に、技術者や青年労働者などの要求にもこたえることのできる賃金体系問題への対応などの検討もはじめている。

以上のように、この研究部会では当面、全労連の賃金政策づくりに焦点をあて討論をかさねている。その性格上、多面的な作業とならざるをえないが、この作業がおわった次の段階では、たとえば「賃金の国際比較」など、特定の問題を掘り下げるような作業をおこなえればと考えている。

（常任理事・日本大学教授）



討論のひろば

国際活動のあり方について

深井 龍雄

全労連の国際シンポジウムを聞いて、あらためて、参加各国の労働組合運動が同じ問題に直面しているという感を深くした。日本の多国籍企業の海外進出によって、その問題は直接的になっている。この点を参加者が認識しあっただけでも、シンポジウムは成功だったと思う。

シンポジウムでは、ややすれちがった発言もあった。たとえば、賃金体系に関する問題である。欲を言えば、大きなシンポジウムの前に研究者や実務家も入って、日本の賃金体系などについて小さな専門家会議などをもって、図解しながら説明したり質問したりする機会があればよかったかと思う。今度のときは、こういうことも考えても良いのではないかと思う。

研究所としては、諸外国の研究所や研究者との広いネットワークをつくるのが大切だ。私は、いくつかの国の研究所や研究者に知人がいる。会員の諸先生もそれぞれ外国の研究者を御存知と思う。そこで、当研究所で、英文のブルチンを出してはどうか。ブルチンといっても最初はレターペーパー2枚位のものでよい。2カ月に一度位、会員が発表した論文の表題を並べるだけでいい。会員から送り先を研究所に提出してもらって発送する。

それから、会員の先生方は、できるだけご自分の論文の英文にしたものをつくることをおすすめする。もちろん、ご自分で英文にされてもよい。私の所属する小さな研究所に（労働経済研究所）委託されても良い。ここでは市価の半額で英訳の仕事をしている。

なぜ、こういうことをいうかというと、私は、

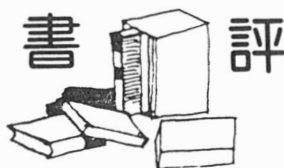
国際調査のプロジェクトに参加したことがあるが、日本でもかなり有名な英国の大学教授に、日本に関する日本人の論文を読んだかと聞くと何人かの日本人の名前をあげていた。しかし、それはアメリカに留学した若い研究者で英文の論文を発表している人であった。その方々には失礼だが「先生、それは日本ではまだ二流の学者ばかりだ」といったら目をまるくしていた。私はたちどころに、思いつく数人の一流の学者の名前を挙げておいた。その数人の名前をあげた方は、いずれも労働総研の会員の先生方である。

英訳などというめんどろな仕事の労を省いても、外国の学者によい論文を読ませたいというのが、私の本旨である。そのときの英国の教授は、英国では日本語を英語になおすのは、日本で英語を日本語になおすのに比べて10倍の費用がかかると言っていた。

諸外国での日本についての関心はとても強い。昨年も、ケンブリッジ大学のマルコム教授から、件の小さな研究所に、来年は日本をテーマにゼミナールをもちたいので、日本の学者の書いた英文の論文を送ってこないかという依頼があったので、その研究会員の先生方をお願いして20篇ほど送ってあげた。

ある夜、ノルウェーのベルガン大学のブラーテン君から電話がかかった。小さな研究所で、「受入れる」という証明を出してくれという。「一切費用はいらない。」その証明があれば日本へ行く往復の旅費を出してくれるという。あまり小さい（部屋の）研究所なので、ある大学の研究所に頼んで早速「証明」を送った。数日後、彼は現れた。今年はアフリカから年賀状が届いた。労働総研なら小さな研究所と遠慮することもないだろう。ただし、おいしいお茶と黒板ぐらいそなえておいてもらいたい。

（会員・労働経済研究所所員）



木元進一郎編著

『激動期の日本労務管理』

芹沢 寿良

最近、内外資本主義の激動と「企業社会」への批判の高まりを背景に「日本的労務管理」や「日本的労使関係」、「日本的経営」の批判的研究書が相次いで出版されている。本書は、木元進一郎明治大学教授・経営学博士の還暦記念論文の第1集として刊行された『労務管理の基本問題』（1987年、中央経済社）に続く第2集とされるもので、木元先生の指導を受け、また同じ学問的立場で労務管理の研究に取り組んでいる著名な中堅、若手の気鋭の研究者による激動期にある日本労務管理に関する現状分析とその規制の基本方向を示した研究論文集である。

木元先生について、第1集執筆に参加された研究者たちは「経営学、とりわけ労務管理、企業内労使関係の批判的研究に精力的に取り組まれ、透徹した論理、精緻な実証研究、広く深い学識をもった独自の理論を展開されてきた」とし、さらに「それらの研究を貫いているものは、『人間にとって働くことの意味』、『人間らしく働くということ』ということについて絶えざる問いかけと世界史の流れについての科学的洞察・確信とに裏付けられたヒューマニズムであると考えられる」と高く評価されているが、こうした立場から先生は、現実の労働組合運動についても一貫して原点を堅持する階級的民主的潮流の発展と強化に強い期待を表明されてきたのである。

階級的民主的な視角からの分析

本書の執筆にも参加されている平尾武久氏は、第1集の「現代労務管理研究の現状と課題」において現代労務管理を「生産関係変革」との関連でとらえる場合、「『経営は階級闘争の主戦場』という認識に基づいて労働組合運動の原点を階級的・民主的潮流の強化に求めるという視角が不可欠であろう」と述べておられるが、本書の16名による各論文も基本的にはこの極めて重要な分析視角から執筆されており、いずれの論文も今日の日本の労務管理とのたたかいにおける理論、政策面の力量を高めるうえで大いに役立つものである。本書は、549ページの大著で、読み通すのには相当の努力を必要とするが（もちろん、直面している労務管理問題に関連している部分を読むことでもよい）、階級的・民主的な労働組合運動においてこれまで労務管理の全体状況と相互関係を把握し、その上で個別の問題に対処していくという点で弱さがあったことを考えると、本書によって激動期にあつて再編強化されつつある日本労務管理の全体状況とそれらの相互関係を正確に認識することが必要であり、まずそれを期待したいと思う。

さて、私は、経営学や労務管理問題の専門的研究者ではないので適切な書評はできないが、簡単に内容を紹介し、若干の感想を述べてみたい。

序章の「『日本的労務管理』の系譜と展望」（木

元進一郎)は、年功制・終身雇用・企業別組合を主要な構成要素とする「日本的雇用慣行」を中心とする労務管理を「日本的労務管理」と規定し、その形成→構築→定着→再編の史的展開を概観するなかで、独占資本が追求してきた「処遇の弾力化」と競争主義的職場秩序が内外の資本主義の激動への対応として「底なし」に強められつつあることを明らかにしている。第1章の『「雇用形態の多様化」と雇用管理』(浪江 巖)は、独占資本の「雇用形態の多様化」戦略の現状と歴史的推移を概観し、それを規制する労働組合と国家の政策的課題を提起する。

第2章の「職能資格制度と競争的職場秩序」(黒田謙一)は、職能的資格制度を現代日本の人事・労務管理の中心的な柱とし、「企業が期待し要求する能力発揮を外的強制ではなく自発的・自主的目標とさせ、自己の意志と責任で互いに競争しあうという形の支配システム」であることを解明して労働組合を中心とした社会的な規制の必要性を指摘する。第3章の『「賃金・処遇管理」の日本の特質と現状』(青山秀雄)は、職能資格制度との関連で賃金制度も資格(「職務遂行能力」)を決定基準とする職能給が導入され、個々の労働者の賃金は、職務遂行能力の評価にもとづいた職能資格に応じて決定されるようになった過程と現状を検討し、労使対等原則に立った賃金・処遇制度の確立と客観的な基準の設定と運用という原則に立ち戻ることが求められるとしている。

第4章は「労働時間短縮の遅滞と労働時間の弾力化」(茂木一之)をめぐる問題点を解明し、第5章は、こうした状況が必要とする「日本型フレキシビリティの構造」(十名直喜)について、日本の企業社会と高密度労働システムを捉える基本的視角を明らかにしてそれを解明し、将来方向に言及する。

第6章の「企業内教育・訓練管理の動向」(平沼 高)は、ME技術革新及び能力開発事業との関連で、労働組合の民主的規制のない状況下のそれらの動向と問題点を整理し、第7章「高齢化社会と企業福祉」(伊藤謙市)は、企業福祉が労働者の福祉に一定貢献するかのような外観を示しながら、従来のように労務管理施策として機能している本質を明らかにする。また、第8章「退職金制度の『合理化』と日本的労務管理」(井藤正信)は、大企業が近年推進している退職金制度「合理化」の内実を検討し、それが資本にとって「両刃の剣」となっていることを指摘している。

労働者生活の真の人間化のための闘いを

そして、第9章「経営参加論の今日的課題」(平尾武久)、第10章「仕事意識の変化と労務管理」(猿田正機)、第11章「小集団管理の機能と矛盾」(堀 龍二)と続き、その日本の特質が分かりやすく解明されているが、猿田正機氏は『「経営参加」や「小集団活動」など「労働の人間化」は労働者生活全体の真の人間化の枠組みのなかで考えられるべきであろう。そのために闘う労働組合がいまこそ求められている」と結んでいる。

さらに、第12章は、雇用形態の多様化のなかで増大を続ける「パートタイム労働者の人事管理」(青山悦子)を、第13章は、「ソフトウェア産業における労働力不足問題と労務管理の課題」(長井偉訓)をとりあげ、特定業界の動向を通して最近の特徴点を明らかにしているが、これら労働者にたいする法的保護の確立、強化と組織化の課題の重要性が強調される必要がある。第14章「中小企業の労務管理と労働組合運動」(日向啓爾)は、現代日本の中小企業の労務管理問題を階級的民主的な労働組合運動の視点から

検討し、経営改善の取り組みにおけるこの運動の意義を強調する。第15章では「日本自動車産業の系列・下請企業における管理と労働」（今田治）の状況が明らかにされ、第16章の「外国人労働者問題と日本労務管理」（平尾武久）は、その問題状況と人権抑圧的な実態を明らかにし、外国人労働者問題をめぐって日本労務管理は一つの転換点にさしかかっているとしている。

最終の第17章「日本企業の労務管理思想の特質」（岩永宏治）は、独占資本のイデオロギーの支配構造の基本的性格とその今日の特徴を明らかにしており、そのイデオロギーの克服が重要な課題となっている今日、自覚的労働者にとって有益な論文である。

独占的大企業の学際的な 総合的調査分析を

紹介とはいえない内容の「紹介」で与えられた紙数を超えてしまったが、本書を読んで感じたことを二、三付け加えると、一つは、ほとんどの論文が、「日本の労務管理」に完全に組み込まれ、その支柱となっている協調主義的労働組合の対応について論及しているが、独占的大企業労働組合についてその組織、運営、政策、運動、またこれらの内的矛盾と再生発展の方向などを総括的に分析した論文があってもよかったのではないかということである。もう一つは、「企業国家」といわれる国の労務管理に関わる現代労働政策の特徴的内容が、別の独立した章に体系的に分析され位置付けられてもよかったように思う。

そして、痛感したことは最初のことと関連するが、今日あらためて激動期にある独占的大企業の労務管理の制度と技法、そのもとで形成維持されている労使関係、労働組合、労働者状態、階級的活動家の運動等について学際的な研究者

集団と活動家集団が協力し、綿密な計画のもとに時間をかけて総合的に調査分析していくことが求められているのではないかということであった。その結果は今後の研究と運動の発展に大きく貢献することになろう。

（高速印刷出版事業部刊・4800円）

（会員・高知短期大学教授）

全労連 第6回 臨時大会議事録

B5判・限定出版
頒価2,000円送250

「人間らしく働き、人間らしく生きる、ために、全労連はいま、どう闘おうとしているか。92年1月末に開いた大会の白熱の討議は……。」

監修・全 労 連
発行・アキコ企画

東京都港区西新橋3-17-8
☎ 03(5470)4509 FAX (5470)4548



星埜惇、河相一成編

『地域再構成の展望』

臨調「行革」と、「経済構造調整」政策は、「地域」に何をもたらしたか。それは、いわゆる「東京一極集中」を加速化させる一方で、広範な農山漁村の衰退や「地域」の「空洞化」、地域間の極度なアンバランスを促進してきている。

本書は、編者をはじめ東北の諸大学に在籍する研究者を中心とした、9名の共同研究の成果を問うたものである。そこでは最近の「地域問題」に関して10章にわたって、つぎの3つの課題が追求されている。

第1に、80年代、90年代における「地域問題」とは何か。第2に、東北という特定の「地方」にあらわれた「地域問題」の特徴は何か。第3に、こうした「地域」を勤労諸階級の手で「再構成」する上での、今日的課題はどこにあるか。

本書は、国家と地方制度、地域問題、地域開発、国家財政と地方財政、地方における都市計画、農業・農民経営・農村地域、住民生活、地域づくり、地域づくりの主体、地域変革の課題と主体など、10章をもって構成されている。この各章では、それぞれさきに提示される3つの課題の追求が意図されており、そこに横断的な一貫性を読みとることができる。

もっとも、本書が、東北という特定の「地方」の「地域問題」について、「地域再構成の展望」を具体的に構想しえているかといえ、これはまだ今後の課題として残されているように私には思われる。しかし、そうであるにしても、今

日、「地域再構成」を「展望」するにあたり、どのような基本的見地をつらぬくべきか、その視角と方法をあらためて積極的に提示されている点こそ、私は高く評価したい。

編者のひとりである河相氏は、この点に関して、「地域づくり」における「内発的發展論」と、これを「地域主義」だと批判する見解の対立をとりあげ、「地域再構成」の基本的視点をつぎのように提示している。

問題は、「地域内の『横』の関連・構造と、『中央(権力)』と地域との関連・構造＝『縦』との双方を視座に据えることである。……、地域に生活し労働する勤労諸階級が、その地域内の諸要素を積極的に活用し自主的・自治的にその地域に新しいものをつくり出すということだけでは、現代の巨大で国際的な資本主義経済構造の下での真の『地域再構成(変革)』に到達することは不可能になろう。最悪の場合は、ごく一時的な“地域サバイバル”に終わることになりかねない」(278ページ)、と。

(中央法規出版、2800円)

(戸木田嘉久・代表理事・流通経済大学教授)

相沢与一著

『社会保障の基本問題——「自助」と社会的保障——』

戦後、国民生存権の保障という政策理念のもとに制度化され、国民生活のなかに深く根を下ろしてきた資本主義各国の社会保障は、1970年代以降の経済不況を背景に、大資本と政府が推進してきた一連の見直し「改革」によって大きく後退し、いまや危機に瀕している。そのなかでもとくに、臨調「行革」の下で10年余にわたって強行され、いまなお止まないわが国の「改革」攻撃は、その規模と内容において最もドラステックなものであり、実質的には、社会保障

システムそのものの解体過程につきすすんでいる、といわなければならない。勤労国民の生存の危機に直結する社会保障の崩壊をくい止め、その復元と前進をかりとるための“実践”と、これを導く“理論”が今日ほど強く求められているときはない。

本書は、このような時代の要請に応えるべく、わが国の代表的社会政策学者の一人である著者が、社会保障の「理論と歴史と現状」について精力的に研究してこられた成果の一部をまとめたものである。本書の構成は、序章「社会政策としての社会保障論の諸問題」、第1章「社会保障と社会政策論の再構成」、第2章「『受救貧民』と国家」、第3章「社会保障史論の一視角」、補章「公的福祉の自主的協同化」となっているが、全章を貫くキーワードは、副題にある「『自助』と社会的保障」である。

これは、著者が社会保障の問題をトータルに把握するため理論的・方法的視点として提起されたもので、私なりに要約すれば、資本制社会のもとでの社会政策とその今日的形態である社会保障は、支配階級側が「労働および生活の倫理」として強要する「自助」と、その客観的条件を奪われている労働階級側の抵抗・闘争にたいする譲歩として余儀なくされる社会的保障(労働・生活条件のナショナル・ミニマム、国家責任による社会的扶養)という、相対立する「両要素の統一」である、とする視点である。

この方法的視点にもとづいて、著者は、(1)「理論」部分では、社会保障を解明するための理論となりえなかった従来の社会政策論についての克明な検討・批判を通じて、労働と生活の問題を統一的にとらえる新たな社会政策論構築のための諸論点を提示し、(2)「歴史」の部分では、資本主義的蓄積による労働・生活の社会化と貧困化進展のもとで、「自助」強制への「社会的反

作用」として社会的保障が形成・展開されてきた歴史的必然の過程を総括的に解明し、(3)そのうえで、社会保障「改革」の現局面を適確に位置づけるとともに、危機的「現状」を自主的・民主的に打開していくための「変革主体形成」の方途について説かれている。

平和と福祉の社会づくりに責任をもつすべての研究者・学徒はもとより、生存の権利を放棄しない国民各層に広く読まれることを願う。

(未来社・2575円)

(工藤恒夫・中央大学教授)

稲上毅著

『現代英国労働事情——サッチャリズム・雇用・労使関係』

本書は、1980年代サッチャー政権のもとにおける労使関係の一大変化を研究対象とし、サッチャーイズムと労使関係の変容との関係を、雇用動向の変化を介在させつつ、解明している。

序章の「サッチャーイズム小考」では、サッチャーイズムの核心が「『福祉国家』成熟に関する合意」とでも言うべき戦後イギリス社会への挑戦であったとされ、労働組合規制がその一環として位置づけられる。そして、雇用法、労働組合法などの一連の法改正によって企てられたのは、使用者と個々人の権利を拡張するという形をとりながら労働組合活動を実質的に制約することであったとされている。

第1章「『新現実主義』の労使関係」においては、まず第1に、労働組合運動の動向が、使用者側の「反・組合主義」、労働者側の「無・組合主義」(無関心層の増大)、政府側の「反・組合主義」という側面から分析され、そのうえで第2に、団体交渉の「企業内化」と企業内労使コミュニケーションの変容の問題について論じられる。そして、「無・組合主義」の展開と「企業

内労使関係の成熟化（労使関係の企業内化）が、80年代労使関係の変化の特徴として協調される。

このような観点から、第2章「労働慣行の『柔軟化』と新人事管理」において、職場の労働慣行と人事管理の変質の問題が論じられる。ここでの著者の一つの結論は「組合があるからといってそのために人事・労働慣行の柔軟化が進まなかったという風には考えられない」ということである。

第3章「もうひとつの『柔軟な』働き方」においては、テンポラリー・ワーカー、パートタイマーなどの「『柔軟な』労働力」の新動向と第2章で考察された「『柔軟な』企業」モデルとの関連、およびその労使関係上の意義について論じられる。ここでの一つの結論は「総じていえばこれら『柔軟な』働き方はかなりな程度まで自発的に選択されたものであった」ということである。

結章「要約と展望」でとりわけ注目される点は「サッチャーイズムのアキレスけん」についてのつぎの指摘である。国内的には、社会的格差のさらなる拡大と、それにもとづくサッチャーイズムに対する反革命の可能性があり、国際的には、ECの「社会憲章」などに見られる国際化の要請にサッチャーイズム的な国家主権ナショナリズムが適応できるか疑問である。

以上の重要問題を豊富な具体的事例に即して社会学的手法を駆使して分析している点に本書の特徴がある。

（東京大学出版会・3399円）

（富沢賢治・一橋大学教授）

全国過労死を考える家族の会編

『日本は幸福か』

昨年末開設された「働き過ぎの夫へ——妻た

ちの110番」には、過労死予備軍の妻から3日間で150本を超える電話があった。何と4割が連日、午前様。平均帰宅時刻が午前3時以降が4人。これではおよそ人間的な営みは不可能で、過労死しないのがおかしい位である。過労のため見合いの席で居眠りと笑えない話まで飛び出す。

どうしてこんなにも働かされてしまうのか。「過労死・残された50人の妻たちの手記」とサブタイトルされた本書が、いくつかの答を提示している。

無限定な業務量をこなさざるをえない職場条件。労働者を血の通った人間ではなく、使い捨ての部品としかみない冷酷な企業。残業をアテにせざるをえない低賃金（ただし、残業手当が全額支払われるわけではない）。そして何よりも現場でこれらの改善のための権利主張がなく、これを支えるべき労働運動がないのである。

時短といわれ、1800時間だといわれて週40時間法制へ向けて労基法が「改正」されたのが87年（88年4月施行）。来93年には原則40時間制が実現するといわれる。しかし、この間最もはやったのは、「24時間たたかえますか」であり、国際語となった“KAROHSHI”であった。職場では時短にかこつけた効率化が推進され、業務量は増えこそすれ減りはしないのであるから必然的に“残業で穴埋めをする5日制”となる。そこへ日立武蔵残業判決の追い打ちである。さらに日経連はホワイトカラーの仕事の効率化を打ち出し、時間規制の排除を狙っている。

この“企業本位社会”の変革には、一人ひとりの労働者が自らの意識を変え、周りを変え、連帯・団結しなければならない。妻たちの叫びは残念ながらまだ“点”にすぎない。これを線から面へ、広く日本の労働者階級全体の運動へ高める役割を担うのは労働運動である。

「人間の全存在は、労働における存在で尽きるのか。」『働くことが人生』と過度に労働世界にのめりこんでしまうと、人間も、文化も、そして社会も、正気を失い、やがて狂気の社会になってしまう。(ヨゼフ・ピーバー)。奇しくも、何人かの被災者の生前の言葉として、“奴隷”が出てくる。奴隷からの解放を自ら戦いと、正気を取り戻す闘いが今、求められている。

(教育史料出版会・1545円)

(鴨田哲郎・弁護士)

朝倉新太郎他編

『講座・日本の保健・医療』(全5巻)

一健康は国民の固有の権利、民主主義の思想を本質的に追求—をテーマにしたこの「講座」は、全体を通じて今日の日本の保健・医療が「転換点」に立っている状況を指摘し、何が起きており、どのように対処すべきかを、健康問題を国民の「人権」という視点でとらえて指摘している点に特徴がある。

第1巻では近代民主主義思想の系譜と自己主権としての「健康」の考え方、今日の社会・生活環境が人々の健康権に与えている問題点を指摘している。

第2巻では医療保障制度と「健康権」概念を戦後史的に概括して、今日の転換期の特徴—公的責任の放棄と人権無視—を示している。

「地域医療」という言葉が使用されて既に久しくなったが、第3巻はこの「地域医療」に焦点を当てたものである。各分野から問題を整理し、改めて地域医療を民主的に作りあげるうえでの理念上の大切な問題が指摘されている。

第4巻は第二臨調行革のキーワードである「民活」・「営利化」路線が、保健医療でどのように

展開されようとしているか、根本的問題にも触れながら、克明に浮き彫りにしている。歯科医療、民間医療保険の記述も参考になる。

戦後の47年間の中で、今日ほど保健・医療・福祉にかかわる諸制度が目まぐるしく変化している時はない。それぞれの分野が人々の生活のなかに裾野を広くしてかかわってきているので、保健・医療の従事者さえもそれらの「改革」を一見して良いことなのか、悪いことなのか、が判断しにくい状況すらある。昨年の1月、中東の湾岸戦争に「日本医療団」(第二次世界大戦時の日本の翼賛医療組織と同一名)が派遣されたが、その医療団になんの疑問もたずに公私病院連盟理事会が医師と看護婦の参加を募集している。このような状況から考えると、変化が激しければ激しいほど、自分の業務が保健・医療・福祉の全体の中でどのような位置にあるのかを確かめることが必要であり、また求められてもいるのである。おそらくこの「講座」は、そのような保健・医療・福祉にかかわっている人々のために、ときには自分の位置を確かめるための参考にと編集されたものであろうが、十分その目的を達した内容となっている。

しかし読み終えていくつか気のついた点もある。日本にそくして日本人や為政者の健康観の歴史的な変遷と問題点の分析、公企業医療機関と協同組合運動、民主的運動との関係、戦後の保健・医療の様々な民主的な運動の教訓と今後の方向性の示唆がほしい。また医療の中核をなす戦後の医療機関自身の医療行為についての主題にそった分析がないこと、そして特に、日本の保健・医療・「福祉」として編集できなかったのかどうか、期待が大きいだけに付則したい。

(労働旬報社・各2800円)

(蒔 昭三・全日本民医連前会長)

編集後記

巻頭論文「労働時間短縮の日本的障害」は'92年3月7日に開催された全労連と労働総研共催の「労働時間短縮シンポジウム」での報告を文章化していただいたが、紙面的制約もあり、論述は主として労働時間短縮の「客観的条件の成熟」，「日本的障害」に限定せざるを得なかった。しかし，「日本的障害」等の解明は「その克服への道」の実践的課題の理論的前提として提起されている。なお，全労連の'92春闘における「時短闘争」の位置付けを含めてその全体としての構想は「国際・国内動向」欄の「92春闘への取り組み」のなかで明らかにされている。

「特集・規制緩和問題と経済民主主義」は，労働総研の研究プロジェクトの研究成果の取りまとめである。勿論その課題が広範・多岐にわたるので，今回掲載された論文以外の成果を含め労働総研編として取りまとめられる。

なお『討論のひろば』欄を会員・読者の研究等にかかわっての自由な意見の発表の場として設けているので，御投稿を。
(T・U)

次号No.7 (1992年夏季号) の主な内容

〔巻頭論文〕

アメリカにおける社会保障闘争

…日野秀逸

〔特集〕

東京一極集中と住民生活

——首都機能移転問題「中間報告」を批判する——

〔国際・国内動向〕

韓国における労働問題と労働運動

雇用平等の最前線—女性労働問題研究会国際シンポジウム—

労働基準の全面改訂の動きについて

など

(題はそれぞれ仮題)

他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、書評、新刊紹介

☆

☆

☆

発行予定日 1992年6月15日

労働総研クォータリー 第6号 1992年3月15日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

〒112 東京都文京区小石川3-33-6

TEL 03(3813)9163

FAX 03(3813)9162

頒 価 1 部 1,000円(郵送料 210円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振 替 東京 4-191839

データで読む 日本の労働・経済

第2661号

『労働運動』編集部編

A5並製判 一三〇〇円

主要企業一〇〇〇社の内部留保の全面分

析をはじめ、日本経済から労働者の生活、

職場の労働条件

まで、三六〇

項目の最新

データを

満載。



●多発しはじめた派遣トラブルの実態を分析

フレキシビリティ 今日の派遣労働者

加藤佑治監修／労働運動総合研究所編 〈四六判上製〉定価1900円
「突然、解雇された」「時給をピンハネされた」…派遣労働者を襲う深刻な事
態。時代の先端をゆくかのように言われた職場で何が起きているのか。「フレ
キシビリティ(柔軟性)政策」という美名の内実と実態を解明する。

新日本出版社

〒各210

★定価は税込みです

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 03(3423)8402(営) 振替東京3-13681

三月新刊



上田耕一郎 談々自在



談論風発の中から、
暖かい交流と
熱い合意が……

第I部では、植木等、ジェームス三
木、井上ひさし、加藤幸子、加藤
芳郎、暉峻淑子の各氏と、父親た

ちのこと、おいたち、政治、芸術、暮
らし等々を縦横無尽に語り合う。
第II部では、ODA問題を驚見一
夫氏と、地球環境問題を宮本憲一、
富山和子氏と、内外情勢と日本の
外交問題を浅井基文氏と、じっく
り議論する。写真多数掲載。

四六判上製・税込1600円 260

新日本出版社

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 03(3423)8402 振替東京3-13681